資料３

尾張北部権利擁護支援センターの相談実績について

尾張北部権利擁護支援センター

１　目的

成年後見制度利用促進計画策定にあたり、相談実績から地域における権利擁護の課題を分析し、論点整理の材料を提供する。

２　対象

尾張北部権利擁護支援センターが発足した２０１８（平成３０）年４月１日から２０２１（令和３）年３月３１日までの３年間の相談記録。約５００人分。

３　事例

・事例は、個人情報に配慮して固有名詞は一切削除し、相談のきっかけを中心に整理した。
・関わりを進めるにつれ、当初の話と様相が異なっていくこともしばしばあるが、初回面談を重視して整理した。
・ひとつの事例について、複数の要素をもつことが多いがより重要と思われる項目を取り上げた。複数の要素を取り上げた事例もある。

４　留意事項

・本集計は、暫定的なものであり、今後、あらためて精査した場合には分類項目等を見直すことがある。
・課題の整理、対応策例は、当センター職員によるひとつの意見にすぎない。

資料３

Ⅰ　高齢者

Ⅰ－1　一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯に関する相談

一人暮らし高齢者世帯、世帯の全員が高齢者のみで暮らす世帯（以下、一人暮らし高齢者等といいます。）が増えています。

一人暮らし高齢者等については、①認知症、②緊急搬送、③将来の不安　等に関わる相談が多くあります。

Ⅰ－1－（1）緊急搬送された一人暮らし高齢者

（相談事例）

○　緊急搬送で入院された独居男性。１ヶ月後に退院をしなければならないが、身元保証人がおらず行き先が決まらない。（支援者からの相談）

○　１か月前に脳出血で夫が倒れた。家計管理を夫がしており、通帳のありかさえわからないと言われる。銀行に相談したところ、成年後見制度の利用を勧められたため、教えてほしい。（妻からの相談）

○　公道で倒れ救急搬送。熱中症と思われたが、状態悪化し、元来の持病もあり、気道閉鎖になり気管切開をする。発声は可能であるが聞き取りづらい。常時車いすで、要介護 5。回復の可能性はあるが、自宅に戻ることは困難。意思表示は明確。兄弟は関わりを拒否。一時的に入院先の系列の老健に入所は可能。その後の居所について病院が検討するが、収支が明確であることが条件である。（行政からの相談）

（課題の整理）

○　一人暮らし高齢者が、熱中症、脳出血等により、緊急搬送され、判断能力が回復しないままの場合、所得、資産の状況がわからず、医療費等の支払が困難となり、リハビリ病院に転院する際のハードルになっています。

○　上記の場合、生活保護の急迫保護を適用し後に生活保護法６３条返還で処理する手法をとろうとするところもあるが、違法な取扱いとの判決があります。（東京高裁令和元年７月３０日判決）

○　一人暮らし高齢者で他の病気で入院していたところ、急に重症化し判断能力が低下する場合もあり、この場合も支払が困難になったり、自宅に戻ることが困難になったりすることから後見制度利用のニーズが発生しています。

○　これらの相談は、行政、包括支援センター、病院のケースワーカーからよせられます。また、多くの場合は、ケース検討会議を開催します。

（対応策等）

○　一人暮らし高齢者等が、万一、認知症になられた場合や緊急搬送される場合などを想定した仕組み作り等が必要

○　全国的には、社会福祉協議会など公的な支援の仕組みを作っている事例がでてきている。

（参考）

・中日新聞「『死後事務』社協が代行」2021 年４月 28 日（別紙１）

・名古屋市社会福祉協議会「なごやかエンディングサポート事業」（別紙２）

・高知市社会福祉協議会「これからあんしんサポート事業」（別紙３）

○　一人暮らし高齢者のエンディングノート、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）などの普及

○　知多地域成年後見センターでは、「ろう」スクールを開催。老いにむけた学習会を実施。

Ⅰ－１－（２）一人暮らし高齢者等の認知症

（相談事例）

○　通販商品を注文しながら届いたときには忘れており、詐欺だとトラブルを起こす。親族は、いるが、疎遠となっている。 ケアマネが中心となり支えてきていたが、多額の資産もあり金銭管理が不安。（ケアマネジャーからの相談）

○　後見類型と思われる高齢女性。団地で一人暮らし。アルツハイマー型認知症と統合失調症。被害妄想と幻聴、奇異行為がある。買い物等はできる。日常生活自立支援事業利用中。（行政からの相談）

○　借家で一人住まい。掃除した形跡なく、尿・便失禁あり。骨折により入院。退院後の自宅生活は極めて困難。通帳印鑑の所在不明。金銭管理、服薬管理が困難。離婚した妻との間に子はあるが疎遠。（行政からの相談）

〇　夫婦二人暮らし、親族とは疎遠。夫は、現在、救急病院から一般病院に転院されたが、発語がままならず、口から食事を摂ることができない。妻は、認知症になっている。夫が一家のお金の管理を取り仕切っていたため、支払いができない状態である。

（包括からの相談）

○　認知症、脳梗塞、てんかんの既往があり、知的障害も疑われる独居高齢者。知人の通報で自宅訪問したところ、便尿失禁で会話が噛み合わない状態であった。身寄りがなく、成年後見制度の利用の検討をする。（支援者からの相談）

（課題の整理）

○　一人暮らし高齢者が認知症になられた場合、食生活、日常の買い物、住まいの衛生状態等々さまざまな課題が生まれますが、ご本人自身から困りごとを訴えられることは困難です。

○　当センターに寄せられる相談は、地域の民生委員やケアマネジャーから地域包括支援センターへ、そして行政から当センターにつながってくることが多くあります。住民から民生委員への、地域での見守り支援が重要であると考えられます。

（対応策等）

○　住民、民生委員などへの認知症に関する知識の普及、訪問介護員やケアマネジャーなどへの成年後見制度の普及啓発

〇　地域の見守り体制の充実

○　地域包括支援センター、尾張北部権利擁護支援センター等の周知

Ⅰ－1－（3）　将来の不安（判断能力のある高齢者からの相談）

（相談事例）

〇　一人暮らし高齢者女性からの相談。身寄りがないため、土地と預金がどうなるか心配。死に直面したとき、延命措置をしてほしくない。（本人からの相談）

〇　本人は独居。親類とはお互いに縁を切りたい状態。知人はいない。肝硬変の持病があり、現在入院中、しばしば入院されている。入院時のお金の管理が気にかかるため相談される。判断能力があるため、成年後見ではなく、本人の希望で金銭管理を契約すること、任意後見の活用について相談。（本人からの相談）

〇　県内他市に住む姪が、「叔母さんの面倒はみられないから、早く施設に入れ」と言ってくる。本人は自家用車を運転して、自由気ままに暮らしており、施設に入るつもりはないが、姪に言われると従わなくてはならないのか。（本人からの相談）

○　先日、新聞で成年後見に関する記事を読み、支援してもらえる親族、子がなく、

将来２人のどちらかが生活できなくなった時、どうなるのかと不安になった。

（課題の整理）

○　判断能力に心配のない高齢者で、一人暮らし又は夫婦のみの世帯で、他に身寄りがないか、頼りにできないため、自身が認知症になった場合やどちらかが先に逝ってしまった場合、無事入院できるのか、施設に入れるのかなどの不安、また、自分の財産やお墓はどうなるのかの不安を抱えています。

（対応策等）

○　（再掲）一人暮らし高齢者等が、万一、認知症になられた場合や緊急搬送される場合などを想定した仕組み作り等が必要

○　（再掲）全国的には、社会福祉協議会など公的な支援の仕組みを作っている事例がでてきている。

（参考）

・中日新聞「『死後事務』社協が代行」2021 年４月 28 日（別紙１）

・名古屋市社会福祉協議会「なごやかエンディングサポート事業」（別紙２）

・高知市社会福祉協議会「これからあんしんサポート事業」（別紙３）

○　（再掲）一人暮らし高齢者のエンディングノート、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）などの普及

○　（再掲）知多地域成年後見センターでは、「ろう」スクールを開催。老いにむけた学習会を実施。

〇　弁護士と契約するホームロイヤーの仕組みも安心材料になっている。

資料３

Ⅰ－２　親族からの成年後見制度利用相談・申立て支援

成年後見制度については、まだまだ周知が進んでいないことから、金融機関や制度を知る知人等から勧められて、相談にこられる場合が多い。

身近にすむ親族による相談・申立て支援と遠方の親族による相談・申立て支援にわけて検討します。

Ⅰ－２－（１）近住親族による相談・申立て支援

（相談事例）

〇　認知症の姉の相談。現在は、一人暮らし。物忘れが進行してきており、薬でのコントロールは難しい。他人に「ボケ」ていると言われると怒りだす。ひとり暮らしが厳しくなる前にと施設入所を勧めたが拒否される。株をたくさん所有しているが、現金化はできない様子。

〇　認知症初期の男性。家族信託により金銭を娘に委託していたが、認知症の進行によって、娘を疑いだし「金を返せ」と毎日のように電話をしている。娘もこれ以上疑われることは嫌だと、後見制度の利用を検討している。（親族からの相談）

（課題の整理）

○　相談のきっかけは、認知症等が進み、本人名義の預金（特に定期預金）など金融商品の解約、払戻が困難になって金融機関に求められる場合、ケアマネジャーなど本人を支援する人からの勧めが多い。

○　これまで本人の金銭管理の手伝いをしてきたが、これ以上は難しいといわれる同年代の兄弟姉妹や県内他地域に住んでいる甥・姪などからの相談もあります。

○　全財産を後見人にみせ、手渡すことに不安は大きく、親族自身が後見人等になりたいとの申し出が多いが、現行制度上、必ずしも希望に添えるとは限らないということがあること、費用がかかることなどで躊躇される場合があります。

（対応策等）

○　三菱 UFJ 銀行は、事前に指名した配偶者や子などが、本人が認知症になった際に代理人になる制度（予約型代理人制度）を令和３年３月から導入。今後、このような制度が広がることが期待されます。

○　現在、親族が後見人等になる場合は、全体の２割程度であり、多くはありません。家庭裁判所によれば、①本人が抱える課題を決できること、②親族間のトラブルがないこと、③金銭管理や報告をする事務能力があること、などが確認できれ

ば、申立てにある親族を後見人等に選ぶことも可能とのことですので、ここにも後見人支援のニーズもあります。

Ⅰ－２－（２）遠方の親族による相談・申立て支援

（相談事例）

○　関東に住む妹が来所される。兄が、数十年間一緒に暮らしていた息子が病気のため、今年に亡くなられ、独居となる。年金６万円ほどで、家賃４万円。貯えがあり当面は生活できるがいずれ貯えが尽きる。経済的にも年齢的にも支援の継続が難しいので、相談にきた。（妹からの相談）

○今年の夏に脱水で病院に入院、８月に退院後、施設に入った。入所手続きは、関東に住む長女がしていたが、長女自身が病気のため、手続きやお世話ができなくなった。現在の医療型の施設から別の施設にうつる必要があり、後見人をつける必要が生じた。（包括からの相談）

○一人暮らしの母親。４～５年に軽度認知症（MCI）の診断を受け、服薬を開始。服薬量が増え、進行がうかがえる。漏水で風呂場の床下が腐り、ユニットバスに入れ替えるように勧められた。同じ時期に、すでに親類の業者に依頼していたことを忘れて、ユニットバス工事を頼んでしまった。100 万円以上かかるような工事であったが、工事に入る前に発覚し、キャンセルすることができた。今後このようなことが起こる可能性があり、関東にいる息子としては心配で仕方ない。まもなく定年を迎えるが、実家に戻る時期は未定。取消権のある成年後見制度について教えてほしい。（親族からの相談）

○九州に住む要介護２の義母（夫の母）。これまで疎遠で、ほぼ絶縁状態であったが、倒れたとのこと。その際、義母の妹の子ども（いとこ）たちが支援して県内の老人福祉施設に入所した。手続きは、そのいとこたちが「勝手に」行っている。遺産などはない。いとこたちが立て替えたお金を、息子である夫に請求してくる。夫の会社にまで脅しまがいの電話があり、精神的に疲弊している。（親族からの相談）

（課題の整理）

○　当地域内にお住まい高齢認知症の親や兄弟を心配して、成年後見制度の利用相談を他府県から相談の電話をしてこられたり、わざわざ当センターを尋ねてこられたりします。継続的に支援するためには、他の都道府県の後見センター等と連携できることが求められます。たとえば、他県の後見センターと連携し、当センターで医師の診断

書を手配し、先方のセンターで親族による申立て支援をしてもらった事案などがあります。

○　逆に、当地域内から他の都道府県にお住まいの親族を心配して相談がある。この場合は、成年後見制度の相談のみならず先方の親族の地域の支援者との関わり状況も確認する必要があり、他の都道府県の後見センター等と連携が必要です。

（対応策等）

○　遠隔地とは、オンライン会議システムを使った相談も有効と考えられます。

○　全国の権利擁護にかかる団体が参加する「全国権利擁護支援ネットワーク」に参加し、全国各地のセンターと連携を進めています。

Ⅰ－２－（３）親族からの支援継続困難の申し出

（相談事例）

○　生活保護を受給されている高齢女性。現在、要介護２だが、在宅生活も限界で、ショートステイをつないでいる。ひとり娘がこれまで金銭管理や身元引受をしてきたが、「もう限界」と言われるため、成年後見制度を勧めた方がよいだろうか。（支援者からの相談）

○　５０代の入院患者で、脳機能の低下がある。保険などの手続き対応ができていたことから判断能力はあると思われる。両親が近隣市在住で、これまで父親が身元引受をしてきたが、８０代と高齢でこれ以上の支援ができないと言われる。制度利用を考えたい。（病院のワーカーからの相談）

○　認知症の症状のある、おば。本人のひとり息子が面倒をみられていたが、そのひとり息子が危篤状態となり、他の親族による対応が必要となったため、成年後見制度の申立について教えてもらいたいとの相談。（親族からの相談）

（課題の整理）

○　これまで支援をしてきた高齢者の親族が、高齢になったため、あるいは、在宅での支援が負担になったためなどの理由で、これ以上支援をし続けることはできないので、代わりに後見制度を使ってまかせたいと相談される場合があります。

○　知人についても、本人が比較的元気にされているときまでは支援できても、入院等され症状が重くなることで、支援の継続が難しいと申し出られる場合があります。

○　必ずしも認知症の方に限らず、入院、入所等されている方については、なんらかの

継続的支援が求められるものと考えられます。

（対応策等）

○　必ずしも後見人等が親族や身近な知人の役割を代替することができないが、少なくとも法的な権限の部分では役割が担えるので、負担の軽減になります。容易に制度利用できるような環境を整える必要があります。

○　認知症高齢者に限らないため、任意後見制度の利用や社会福祉協議会など公的なところが「あんしんサポート事業」のような任意の支援の枠組みについても検討が必要と考えられます。

資料３

Ⅰ－３　家族や第三者からの経済的搾取

認知症の高齢者については、家族や親族から経済的搾取を受ける場合があります。家族が助け合って暮らす以上に家族等がお金を使い込み、本人の介護や医療に支障が出る場合は、経済的搾取、経済的虐待と評価され、行政の介入が必要となります。

また、第三者が経済的な搾取をする場合、本人の財産をめぐって親族があらそう場合もあります。

Ⅰ－３－（１）　家族による経済的搾取又は経済的依存

（相談事例）

○　認知症の母親、娘の顔を見てもわからなくなっている。同居の長男が、母親の年金等から経済的搾取。他市に住む妹は自分が申立てしたとすると長男が激怒し何をされるかわからないという。首長申立てを検討（行政からの相談）

○　本人（母親）は、精神疾患のある息子と同居している。息子は仕事でリストラされ、１０年ほど前に退職。インターネットでの買い物による負債がある。数百万円あった預金も息子によって使われてしまっているもよう。

（課題の整理）

○　子が何らかの事情で就労できず、父や母の年金に依存せざるを得ない場合がありますが、さらに、その父や母が介護や医療を必要とするにもかかわらず、自身の生活を優先させ、父母が健康を害したり、劣悪な生活環境に置かれたりする場合には、経済的虐待、ネグレクトと評価されます。

○　息子がいったん就労するも、精神障害のために親の年金に頼るという場合が多くあります。

○　多くの場合、経済的搾取と思われても、家族の中でのお金のうごきがつかみづらいため、その内容を正確に知るためには、後見制度の利用が必要となります。

（対応策等）

○　老人福祉法に規定される措置など適切に行政が行う必要があります。

○　虐待対応マニュアル（「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」等）に沿った対応を的確にできるよう行政・福祉職に対する研修会等の実施が必要です。

○　成年後見制度を利用すると原則として本人の収入、資産は本人のために使われることとなり、子が困窮状態におかれるため、子に対する支援もかかせず、高齢者福祉部

門以外の関係機関（生活保護、困窮者支援、就労支援等）との連携が必要となります。

Ⅰ－３－（２）　第三者による経済的搾取

（相談事例）

○高齢女性。中程度の認知症。商売をしていたため、多額の資産を保有されていた。一人暮らしとなってからは、お金だけがたよりとのこと。知人が本人の世話をやくが、本人はそれらの行動を財産狙いと受け止め、本人は、いつも不安にかられていた。（包括からの相談）

○　在宅一人暮らし。かかりつけ医もなく、病院受診をきっかけに、ケアマネジャーとして関わりはじめたが、過去にあやしい金銭のやりとりがある。自宅に買取業者が来て安く買いあさられている。（ケアマネジャーからの相談）

○　本人に通信販売で食品等を購入させ、届いた商品を取り上げるというような手口で、近隣の人に搾取されている。通信販売事業者５０社ほどにこの方からの注文には商品を送らないで欲しいと電話したが、あなたに権限がないでしょうと半数のところから相手にされなかった。（ケアマネジャーからの相談）

○　認知症グループホームの入居者の本人。３０年来の知人が金銭管理をしている。数か月前から利用料金の引き落としができず、この知人が経済的搾取をしている疑いがある。（家族からの相談）

○　高齢女性。隣人から自宅リフォームを進められ、通帳と印鑑を渡してしまう。隣人から、自分を任意後見人にするよう書類を整えて公証役場に連れて行こうとされたが本人が拒否。また、担当ケアマネから進められ身元保証会社と契約するも、数十万円の支払いは拒否している。

○　匿名の知人から相談有り。本人は認知症で生活保護。生活保護受給者を集めたホームに入所。通帳等全部預けさせられ、小遣いももらえない。妹と知人がホームに言うと一度数千円もらえた。保護費入金直後にお金を出されている。（知人からの相談）

○　ケアマネから。以前から、電話での勧誘、訪問販売での詐欺と思われるトラブルに巻き込まれている。シロアリ駆除や健康食品等で、本人自身は騙されたとは思っていない。知人からも商品を勧められることがある。また、複数の宗教に入信しており、教団からのセミナーへの参加や商品の購入など強い勧誘がある。（ケアマネジ

ャーからの相談）

○　認知症の診断を受けた父。毎日カラオケ通いをしていたが、同行した者に気前よく振る舞い、１週間で１０万円、トータルで数百万円つかった。（親族からの相談）

（課題の整理）

○　認知症であることにつけ込んで、近隣の人や知人、その他身近な人が搾取している実態があります。

○　法律的な権限のない福祉職での支援には限界があり、後見制度の利用が必要な場合があります。

○　認知症によりお金の使い方が豪快になる方もあるが、ご馳走になる側の知人も普通ではないと気づくはずであるが奢ってもらいつづける。これも第三者による経済的搾取といえると考えられます。

（対応策等）

○　第三者による経済的搾取があってもご本人は、それを訴えることもできないし、搾取されているということさえ理解できていないこともあります。そのため、本人の権利を擁護するためには、地域や福祉による複数の人の見守りの仕組みをいれるほか、早めに日常生活自立支援事業などを利用することが考えられます。また、取消権のある後見制度利用の検討が必要です。

Ⅰ－３－（３）本人の財産等をめぐる親族間のトラブル

（相談事例）

○　父母と同居していたが、自分が仕事中で不在となる昼間に自宅から連れ出されてしまい、行方が分からなくなった。その後、妹に確認したところ、老人ホームに入所したことを教えられた。誰が後見人になっているのかも教えてもらえない。きっと妹だと思うが調べる方法がない。（親族からの相談）

○　母親名義の１０００万円単位のお金が、次男名義に変更されていた。親族間で調停を試みたが不調。調停委員から成年後見制度の利用を勧められた。（親族からの相談）

○　認知症の母親をめぐり、妹が施設とケンカして勝手に施設を変更。年金もどう使っているかわからない。私がほしいというのではないが、中立な第三者で母を見てほしい。（親族からの相談）

○　グループホームに入居している両親のうち、父親が亡くなった。長男が「俺が母親の面倒をみるから、全部相続させろ」と言い出した。数年前から同居を開始。一緒に住む家を建て直したが、老親からそのお金の一部を出させた。きちんと面倒をみてくれるのなら、相続放棄も辞さないが、強欲な長男の態度に話し合いも進まない。弁護士に相談したところ、後見人を就けたらと助言され市役所に相談したところ、こちらを紹介されてきた。（親族からの相談）

（課題の整理）

○　親が認知症になった場合に、同居の子であるとか、より身近にいる親族が金銭管理を引き受けている場合に、他の親族（同居の子の兄弟姉妹等）から親のお金を必要以上に使っている、あるいは財産を勝手に自分のものにしているというような相談があります。

○　財産のみならず、介護等の方針でも家族間でトラブルとなる場合があり、このような場合、自分でなくて第三者でもよいので、介護者を替えたいということで成年後見制度利用に関する相談があります。

（対応策等）

○　財産の管理を第三者である後見人等に委ねることは、親族間トラブルを鎮静化させることに役立つと考えられます。申立支援にあたっては、中立的な立場で関わることがセンターには求められます。

○　法律的なトラブルについては、法律職による専門職相談の仕組みが必要となります。

資料３

Ⅰ－４　身元保証等に関連する相談

高齢者にかかわらず、入院、入所、転居等にあたって、相手方から身元保証人がもとめられることが多く、親族関係が薄い方や一人暮らし高齢者等から相談を受けます。

Ⅰ－４－（１）医療の現場における身元保証の問題

（相談事例）

○　兄が自宅前で倒れ、緊急搬送された。脳梗塞であった。次の病院に移るために、本人の通帳、預貯金残額がわからないと話が進まないと病院のワーカーにいわれた。（家族からの相談）

○　糖尿病のため、壊死があり右足を切断することになり、入院中。術後の合併症の危険性があり、主治医が「身寄りがない人の手術はできない」と言っている。（包括からの相談）（最終的には医師の判断で手術実施された）

○　現在、救急病院に入院中の男性について、制度利用が必要なのか同席してほしい。自分の病院では、相談員レベルでは理解できているが、管理者から「身寄りのない終末期の患者の受け入れはできない」と断られたとのこと。（病院のワーカーからの相談）

○　自分が担当している利用者が、病院で外科手術を予定しているが、医師から手術の説明に誰でもよいから立ち会うようにと言われた。本人は、同じ作業所に通っている友人に頼もうとしているが、作業所の相談員から、友人も不安定な状態で、そんな人間に同意を求められるのは困ると言われた。（障害者相談員からの相談）

○　高齢女性からの電話相談。関東在住の弟（入院中）とは数十年来音信不通であったが、弟の住まいの大家より連絡があり入院を知った。弟は意思疎通が困難と聞いた。医師から医療措置の判断を求められている。弟のところへ行くことは、自身の体調から困難。また、医療費の立替もできない。病院から後見人をたてることを勧められた。難しくてわからないので、市役所に電話したらセンターを紹介された。（親族からの相談）

（課題の整理）

○　厚生労働省通知「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する ガイドラインの発出について」（令和元年６月３日）が発出されている。このガイドラインは、（１）本人の判断能力が十分（２）判断能力が不十分で成年後見制度を利用（３）判断能力が不十分で同制度を利用していない――の３つの場合に

分け、身元保証・身元引受等に関する６つの機能（①緊急の連絡先②入院計画書③入院中に必要な物品の準備④入院費等⑤退院支援⑥（死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等――に関すること）について具体的な提言をしています。

（対応策等）

○　これらのガイドラインについて、医療機関や福祉関係者等の理解を得るための研修などが必要と考えられます。

Ⅰ－４－（２）社会福祉施設における身元保証の問題

（相談事例）

○　６月に一度入居できるとの話であったが、老人福祉施設側から保証人不在では入居できないとの見解で、いったん延期となる。（後見人からの連絡）

○　山中で倒れていた。３か月たち、容体が落ち着いたところで、系列の老人保健施設にうつるために、保証人が必要と言われる。本人に病識はなく、自宅に帰るという。（行政からの相談）

（課題の整理）

○　介護保険の事業所については、介護保険法によりサービスの提供を拒否できる場合は、正当な理由がある場合に限定されていて、身元保証人がいないことはこの正当な理由にあたらないとされています。

○　法令について十分に理解が浸透していないことや現実的に社会福祉施設において職員数が逼迫していることから、施設から身元保証人を求められることがある。

○　身元保証人

（対応策等）

○　これまでに社会福祉法人等が事業を行っている特別養護老人ホーム等に相談があったときには、当センターから施設に説明をし、理解をいただいています。

○　「『身元保証等』がない方の入院・入所にかかるガイドライン」（平成２９年２月半田市地域包括ケアシステム推進協議会）

Ⅰ－４－（３）転居等における身元保証の問題

（相談事例）

○　県営住宅に入居を考えている高齢夫婦と障害のある娘の３人家族。入居申し込み

にあたって、「身元保証人」が必要だと言われた。現在、生活保護を受給されており、行政が保証人になっているようなものなのに、なぜ身元保証人を求めるのか。（包括職員からの相談）

○　現在、日常生活自立支援事業で対応中の女性。ケアハウスに入所を検討しているが、入居にあたり身元保証人が必要と言われ、困っている。（行政からの相談）

○　精神科病院に入院中の統合失調症の中年の女性。主治医からは退院の許可が出ており、本人も退院したい気持ちが強い。買い物好きで、お金の管理ができない。アパートを探すにしても保証人や金銭管理ができず、問題があるため進展しない。保佐か補助相当と思われる。（病院のワーカーからの相談）

○　複合的な課題をかかえる家庭の父親。住民票をもたないために、住まいを見つけられず、離婚した妻の元で暮らしている。住民票をどのように手に入れたら良いかわからない。（支援者からの相談）

（課題の整理）

○　法令で、医療・社会福祉施設では、法令により「身元保証人がいないこと」をもって入院・入所を拒否してはならないとされていますが、民間の住宅等についてはそのような法律はありません。

○　一定額の年金等の収入がある場合は、保証会社の審査が通れば、家賃に少しの金額を上積みすれば入居可能となりますが、保証会社を使う場合にあっても緊急連絡先が必要とされ、緊急連絡先の引き受け手のない方は入居が極めて困難な実情があります。

○　県営住宅・市営住宅についても、条例から連帯保証人を求める規定は削除されましたが、なお、緊急連絡先の記入は求められています。

（対応策等）

○　国は、「共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業」を実施しています。①低所得者、②被災者、③高齢者、④障害者、⑤子どもを養育している者、⑥その他外国人等の「居住確保要配慮者」を対象に居住確保のために、①セーフティネット住宅の拡充支援、②居住支援協議会の設置、③居住支援法人制度などに取り組むものです。

○　権利擁護の一環として居住支援に取り組む必要があります。

Ⅰ－４－（４）身元保証会社等とのトラブル

資料３

（相談事例）

○　独居の男性は、うつ症状、判断能力はあると思われる。大家から身元保証団体を紹介され契約した。月１万円で支援を受けている人がいるのに、４万円ちかく毎月取られている。身元保証団体は、とれる人からとっている。（支援者からの相談）

○　通帳の度重なる紛失があり、銀行から行政に連絡、包括が関わることとなった高齢者。身元保証会社と契約されるが、知人の紹介で弁護士が任意後見人となった。弁護士が関わる前の金銭の使途が不明。（行政からの相談）

（課題の整理）

○　介護保険などは、指定権者である都道府県や市町村、あるいは保険者である市町村等が、事業者の指導・監督を行っており、不正等は是正されるようになっています。身元保証については、その事業を営む者について指導・監督する官公署・機関が存在しません。

（対応策等）

○　「身元保証」として一言でいうのではなく、当該機関がなぜそれを求めているのか、「身元保証人」以外の方法で対応することはできないか、支援者チームにおいてよく検討する必要があります。

（参考）

・（再掲）「『身元保証等』がない方の入院・入所にかかるガイドライン」（平成２９年２月半田市地域包括ケアシステム推進協議会）

・「『保証』プロジェクト報告書」（２０２０年３月伊賀市社会福祉協議会）（別紙４）

資料３

Ⅱ　障害者

Ⅱ－１　親なき後

あえて分類すれば、障害のある人の親なき後に関しては、①すでに親なき後の事態が発生している場合と②親なき後を危惧された親からの相談の場合がある。

Ⅱ－１－（１）「親なき後」が現実となってからの課題

（相談事例）

○母親といっしょに暮らしていたが、母が急逝。精神的に不安定になり、精神科に入院。退院後、親の収入がなくなり自らの年金だけの収入になっても、生活習慣を改めることが難しく、好きな物を買い、好きな旅行に行っていたため、負債生活に陥る。

○　知的障害のある中年の女性。就労希望され、就労支援 B 型事業所を紹介され働いていたが、糖尿病性腎症を患い、人工透析が必要な状態になり、現在は入院中。親が他界したときに相続したアパート等の管理ができていない。（支援者からの相談）

○　手帳はないが、知的障害と思われる高齢者。夫から引き継いだ資産を上手に管理できていない。（巡回相談）

○１０年近く前から行政と社協が関わり支援している。同居していた叔母が逝去、一人暮らしになり、ごみが蓄積。固定資産税の滞納などもあり、金銭管理にも不安があり、後見制度利用を検討する。（支援者からの相談）

（課題の整理）

〇　知的障害のある人、精神障害のある人に関して、ともに金銭管理が難しく、本人により濫費するケース、第三者から大金を搾取されたり少額ではあるが頻繁にお金を持っていかれたりする場合が多い。健康管理も苦手な方が多いと見受けられます。

○　本当に親が亡くなった場合のみならず、認知症などで入院された場合など、事実上子の支援ができなくなった場合も同様に考える必要があります。

○　金銭管理の手法としては、日常生活自立支援事業、成年後見制度があります。前者については、本人の同意がないと契約ができませんし、後者についても保佐・補助の類型の方は本人の同意がなければ代理権が付与されず、有効な支援活動が困難となります。

○　本人の同意が得られる信頼関係が支援者との間で形成されることが必要です。また、

いったん制度利用に同意されても、信頼関係が破綻するとうまく行かないことが多くあり、さらに個人や単独の機関で支援するには負担が大きかったり、適切な関係性を維持できなかったりします。

（対応策等）

○　親なき後になる前から、支援者につながっておき、親なき後は、支援者がチームで支援していくことが望ましいと考えられます。

○　成年後継制度利用促進基本計画のなかでは、チーム支援の要として中核機関が機能することが期待されていますが、当地域でのチーム支援の在り方を検討することが必要です。

Ⅱ－１－（２）「親なき後」を心配される親・親族からの相談

（相談事例）

○　統合失調症の中年女性。浪費があり、現在２度目の自己破産申請申立手続中である。今後の本人の生活に不安を持ち両親が相談にこられる。（両親からの相談）

○　精神障害のある息子が詐欺グループから数十万円出せと言われ、息子名義の株券を売ってしまった。売買を止めることはできないか。資産は、１千万円ほど。息子自身では管理できないだろう。これまでも精神科病院に２回入院している。将来が不安だ。（父親からの相談）

○　高齢の父親と二人暮らし。引きこもりで精神障害のある方。父の入院を機にパニック発作を起こし入院。別居の兄弟から今後の生活に向けての相談。（支援者からの相談）

○　知的障害のある娘に成年後見人を検討。①自分の信頼する支援者に後見人になってもらいたいが利益相反関係で困難、②１０００万円預金があるが報酬が年に３０万円もかかれば心許ないと、踏み切れない。（支援者からの紹介）

○　高齢の父親が、精神科に入院している長男の親なき後について、成年後見制度の利用を進めようとしたが、次男が抵抗して話が進まなくなった。（父親からの相談）

○　入院中の中年女性。統合失調症で、現在は高齢の父親が金銭管理をしているが、高齢で人工透析を受けている体調もあり、将来のことを考えたい。父親に対して、成年後見制度の説明をし、利用の検討をお願いしたい。（病院ワーカーからの相談）

○　母親と二人暮らし。今回母親が検査のため１０日ほど入院。手術が必要な病気だ

と分かる。親亡き後の不安から、センターに来所。本人の弟が関東にいて、入院の際には当地に来てくれたが今後多くの支援は期待できない。本人は、高校卒業後、一般就労として、工場に就職。就労後３０年ほど経っている。（支援者からの紹介）

○　知的障害者入所施設の相談員。ここ１０年で２回ほど成年後見制度利用を検討されるが、いずれも両親の気が乗らずに利用に至らなかった。両親との面談で、父母に持病があることを知り、将来のために後見利用を進めたいと考えている。現在、金銭管理は施設が行い、両親は月に１度くらい面会に来所されるが、施設に頼っている面が見られる。成年後見制度の基礎的な知識を整理しておきたい。（入所施設相談員）

○　義弟（亡夫の実弟）６０代、知的障害療育手帳 B 判定。精神科病院に通院中。これまで自分が面倒を見てきたが、自分の息子には面倒を見させられないため、自分が倒れる前に何か手を打っておきたい。（巡回相談）

○　統合失調症の弟が心配。妹がいるが、母親の面倒も自分ひとりで見てきた。今後、自分が亡くなった後、弟を託せないと不安が残る。主治医からは、すぐにでも制度利用をと勧められている。（長女からの相談）

（課題の整理）

○　障害のある方自身がお金を使える場合には、親が財産を残しても適切に財産管理できないとあっという間になくしてしまう方が多いので、財産管理の仕組みにつなげておくことが課題と考えられます。

○　施設あるいは病院の相談員から、親なき後のことについて成年後見制度の利用を提案するがなかなか親は決めきれず、より詳しく丁寧な説明を当センターに求められることが多いです。

（対応策等）

○　さまざまな課題をもっておられる本人の生活を支えるのには、個人や単独の機関では困難であり、チームとして関われるネットワークの形成が必要です。

○　親なき後への対策に一律の答えはないと考えられ、それぞれの家族の事情に応じて相談（情報提供）を積み重ねて、よりよい手法と時期の選択をしていただくことになると考えています。

○　支援者チームで相談にのれる体制づくりが必要と考えます。

資料３

Ⅱ－２　障害のある人の金銭管理

Ⅱ－２－（１）障害のある当事者による濫費

（相談事例）

○　父親の相談。高校生のとき統合失調症の診断。金銭管理ができず、お金があれば使ってしまい、借金を作っては、父が預金から支払っている。本人名義の定額・定期預金があるが、かなりの額なので本人には知らせず父が管理している。後見人を検討したいが、不正を危惧しているので個人でなく公の機関などを希望する。（父親からの相談）

○　躁うつ病で精神保健福祉手帳２級所持。糖尿病があり、体調不良になったことから、任意入院中。現在は無職。障害年金と親からの仕送り（合わせて２０万円）をゲームの課金で散在してしまう。債務整理が必要になり、弁護士にも相談中。（行政からの相談）

○　軽度の知的障害のある青年。一人暮らし。ゲームソフトのおまけにひかれてスーパーで Wifi 端末機の契約をしたようだ。彼女にもお金を使っているようでもある。（計画相談事業所からの相談）

○祖母と暮らす精神障害者。就労もできておらず、祖母が亡くなった後の自立生活に不安があり、行政から働きかけるも、祖母は、話は聞くが報酬がかかることにこだわりがあり成年後見制度の利用を拒んでいる。（行政からの相談）

○　知的障害のある夫と精神障害が疑われる妻。夫が中卒で働いて得た退職金１千数百万円がすでにない。

○　弟からの相談。統合失調症で母親の死後、金銭管理ができない。ギャンブルでお金を使い込んでしまう。本人に病識がなく、精神科への受診がつながらず、日常生活自立支援事業の契約もできなかった。（弟からの相談）

○日常生活自立支援事業利用中。車と音楽が趣味。支援者に内緒でクレジットカード契約。数十万円を趣味に使うなど。日常生活自立支援事業を利用しているが、うまくいっていない。（行政からの相談）

○　知的障害のある女性。外国人男性と婚姻関係。年金を直ぐに使ってしまう。身に覚えのない債務の返済や知人へ貸すことがある様子。お金がなく親や元夫に無心している。

（課題の整理）

○　知的障害、精神障害にかかわらず、欲するままにお金があればすべて使ってしまうような行動があります。

○　一般企業等に勤務されている方の場合、外からは家計の実情がみえにくいこともあり、事態が深刻になってからの相談になることが多いです。

（対応策等）

○　日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用などを検討するが、法律職も含めた支援者がチームで対応する必要があります。

○　法テラスとの連携も必要です。

Ⅱ－２－（２）親族又は第三者からの経済的搾取

（相談事例）

○　生活保護を受給している世帯で、知的障害のある人が年金を受給できるようになったが、それを申告せずに祖母がパチンコなどで使いこみ、祖母の死後、生活保護費の返還を求められている。（支援者からの相談）

○　知的障害のある方（療育手帳Ｂ判定）。両親が亡くなり一人暮らしになった後、リフォーム会社のいいなりに外壁、シロアリ駆除等で一千万円近く払わされ、年金だけで暮らすことになったが、お金を無心にくる知人がある。（行政からの相談）

（課題の整理）

○　親などが障害のある人の年金を使い込んでしまう例は多くあります。また、認知症の方と同様、知的障害のある方については、第三者からの経済的搾取の機会に日常的にさらされているとも考えられます。

○　本人が、被害を訴えることができず、権利侵害が表面化していないケースも多くあるのではないかと考えられます。

（対応策等）

○　支援者の気づきと支援者がすぐに相談できる環境を整えることが必要です。

○　金銭管理に不安のある方については、積極的に日常生活自立支援事業などを利用していただける体制が必要です。

Ⅲ　虐待等

Ⅲ－３－（１）虐待

（相談事例）

○　８０代の母と５０代の一人息子。認知症の母親に手をあげてしまったと包括に連絡あり。浪費のほか、つぎつぎにおかしな行動をとる母親に対して、仕事の上でもストレスがあった息子が手をあげた。高血圧の母親に医者に通わせないなど、ネグレクトの要素もあり、母親の入院を期に施設入所措置を行う。（行政から相談）

○　妻が不穏になり、騒いだため夫が鼻を摘まみ出血、その後も騒ぎ続けたため、頭部、臀部を殴打。虐待コア会議として招集。（行政からの相談）

○　義父からの虐待で、保護・分離した２０代女性。知的障害があり療育手帳 B 判定。法人後見を依頼できないだろうか。（近隣市からの相談）

○　妻は、精神障害があると思われる夫から暴力を振るわれている。県内遠方の娘のところに妻を避難させたので、緊急性は下がっているが、残された夫への支援も必要であり、成年後見制度利用を検討している。（行政からの相談）

○　夫婦は、２階建ての一軒家に居住している。自宅内はゴミ屋敷状態で、悪臭、物が多く環境が不衛生である。猫も放し飼い状態と劣悪。家の周りも庭木や雑草が生い茂っている状態。妻は、お金への執着が強い。介護サービスについても費用負担を理由に拒まれている。夫が肺炎で即入院が必要な状態であった時も院内で、大声で暴れ、夫を連れ戻してしまったこともある。（行政からの相談）

○　認知症の母親、精神保健福祉手帳２級の息子と同居。息子は、適切な家計管理ができず母親の年金を使ってしまう。母親は、一時期痩せ細ったが、福祉関係者の関わりにより、少しずつ福祉サービスを利用し始めている。（行政からの相談）

○　発語の難しい身体障害者。入居している施設の管理者からの権利侵害。高圧的で、話を聞いてもらえない。自分は施設を出たいと考えている。（デイサービス職員からの紹介）

○　相談者は、娘。本人は、認知症あり。隣接県の長男宅に世話になっていたはずが、当地域内の本人の自宅に放置され、衰弱しているところを近所の方の通報で保護されたことを知った。成年後見人をつけたい。（娘からの相談）

（課題の整理）

○　認知症高齢者や障害のある方は、自ら虐待を受けていることを発信することが難し

い方であり、虐待の発見、救済は、支援者・行政の役割として権利擁護の視点からは欠かせないものです。

○　多くの場合、虐待した側（加害者）にもなんらかの支援が必要であったと考えられます。

（対応策等）

○　成年後見制度は、身寄りがいない方などを虐待から守る有効なツールのひとつですので、首長申立てを適切に行い、制度利用することが求められます。

○　法整備は進んでいますが、行政担当者については異動もあり、その運用について研修の場が必要です。また、障害者虐待防止センターなどの相談機関を専門職のいる外部委託することも考えられます。

Ⅲ－３－（２）家族全体が支援を要する場合

（相談事例）

○　入院中の男性（保佐相当）に、金遣いの荒い妻、引きこもりの長男、定職のない次男が金銭的に依存していて、課題を抱える家庭とみられていた。父親の通帳は、妻に握られており、支払が滞ったために病院からの依頼でケース検討。

○　７０代の高齢者と知的障害のある娘と本人の妹の３人暮らしの家庭がある。本人が入院したため、知的障害の娘と妹（身体障害あり）は、ショートステイに入っている。母親は。認知症の疑い。娘は、B 判定、緘黙。娘について今後のこともあるので、後見人を付けたらどうかと考えている。（行政からの相談）

○　息子に保佐人がつき、自宅を出て一人暮らしを開始した。息子の母親は、ケアハウスから自宅に戻られている。自炊ができず、総菜を買って食べているとのこと。掃除も行き届かず、散らかっているが本人は自分でできているとして、介護サービスを受け入れない状況。息子は母親の認知症を心配し、毎日自宅を訪ねている。本人は、申立てに拒否的。今後、包括支援センターを中心に介護サービスの組み立てをしつつ、申立てにつなげていきたい。（行政からの相談）

（課題の整理）

○　高齢の認知症あるいは精神的に不安定な親（７０～８０代）と精神障害があり就労していない子（４０～５０代）の組み合わせで家族全体に支援を要する場合が多い。

○　虐待ケースも、虐待した側にもなんらかの支援が必要であったケースは多いことから、家族全体が支援を要する場合としてもよいと考えられます。

（対応策等）

○　ここでも、個人や単独の機関では対応できないことはあきらかで、高齢福祉分野、障害福祉分野、困窮者支援、就労支援、居住支援などの支援者が連携することが求められます。

資料３

Ⅳ　その他の課題

Ⅰ～Ⅲの中でも（対応策等）としてあげているが、**「地域における権利擁護支援の仕組み」**として検討する必要があると考えられる項目を順不同であげれば、次のようになる。

１　権利擁護支援の地域ネットワークの整備

①中核機関の整備　→　尾張北部権利擁護支援センターを指定

②協議会の設置

③チーム支援の取組

２　後見人候補者確保の課題

①　親族後見人支援

②　専門職後見人支援

③　法人後見受任法人の拡充（社会福祉協議会等）

④　市民後見人の養成

３　日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携

４　地域生活移行の課題

５　身元保証の課題

６　居住支援の課題

７　虐待対応

８　困窮者支援の課題

９　未成年後見の課題

（第3種郵便物認可）中日新聞 2021.4.28朝

「死後事務」社協が代行

身元保証をまえる

亡くなった後の葬儀や家財の処分、行政への届け出などの「死後事務」を引き受ける団体が増えている。各地の社会福祉協議会（社協）などが生前に委託契約を結び、代わりに手続きを行う。身近に頼れる家族や親族がいない単身高齢者の増加に伴い、こうした取り組みがさらに広がっていきそうだ。（佐橋大）

生前に委託契約

名古屋市社協は二月から、死後事務を代行する「なごやかエンディングサポート事業」を始めた。▽子や孫がいない▽五十万円以上の預託金が払える▽契約能力がある―などの条件を満たす市内の七十歳以上の人が対象。市社協には以前から「賃貸住宅に住んでいた身寄りのない人が亡くなった後、家財の処分をどうしたらいいか」といった相談が寄せられていたといい、法人後見センター担当の高須美貴さんは「社協として地域の課題に対応しなければと考えた」と話す。

利用者は市社協の審査を受けた後、公正証書遺言を作成した上で契約。事務手数料（一万六千五百円）と定期的な見守りの年間利用料（一万一千円）のほか、死後に必要な費用を預託金として支払う。葬儀・納骨や債務の支払いのために五十万円以上を預け、家財の処分は見積額が必要。実際にかかった費用の一割を社協が執行費として徴収する。利用者はまだいない。

同様の取り組みは各地で始まっている。京都市では二〇一九年、市から市社協への委託事業としてスタート。賃貸住宅に一人で暮らす六十五歳以上の低所得者が対象だ。契約時に社協へ支払う預託金は二十五万円。社協と提携する葬儀社が葬儀を行う。執行にかかる費用を市が委託費として社協に払うことで、利用者の負担を軽減。現在六人が利用している。

高知市社協が一七年に始めた「これからあんしんサポート事業」は、利用者の判断能力が低下し、金銭が支払えなくなった場合に備え、入院や施設入所の費用として三十万円以上を預かる仕組みになっている。三カ月分の入院費用にあたり、その間に、成年後見の手続きを取るという。

岐阜県可児市社協も一七年から死後事務委任サービスを開始。東京都武蔵野市では、成年後見利用支援センターを運営する市福祉公社が一五年に始めた「つながりサポート事業」のオプションとして、火葬や納骨など死後事務を行うサービスを提供している。

広がりに期待

単身高齢者の問題に詳しい日本福祉大教授の藤森克彦さんによると、今後、単身高齢者はさらに増えることが予想され、死後事務の対応に不安を抱えている自治体もある。身寄りがなく、第三者に死後事務の委任もしていない人が亡くなった場合、協力を得られる親族が見つからないことが多いからだ。「人の死」というデリケートなことへの対応で職員らの精神的な負担も大きい。

単身高齢者の死後事務には、民間の身元保証団体が関わることも多い。ニーズに柔軟に対応できる一方、行政の支援がないため費用が高額になることもあり、低所得者は利用しにくいなどの課題もある。藤森さんは「自治体から権利擁護事業の委託を受けているNPO法人なども死後事務の担い手になり得る」と指摘。「自治体が補助すれば利用者の負担を減らせ、運営のチェック機能も働く。地域によって、さまざまな形が考えられる」と取り組みの広がりを期待する。

各地で取り組み

名古屋市社協「なごやかエンディングサポート事業」

	サービス内容	費用
死後	医療費などの支払い 役所や年金事務所などへの届け出 葬儀、納骨の実施 残った家財の処分	預託金50万円以上 （葬儀、家財処分などの費用の1割も執行費として預託）
生前	月1回の電話、半年に1回の訪問による見守り・安否確認	年間利用料 1万1000円
希望者には…	入退院時の支援 （付き添い、荷物の準備、緊急対応など）	1回につき 原則3300円

ご相談等の連絡先

ご連絡先	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 法人後見センター　なごやかぽーと（権利擁護推進部） **【なごやかエンディングサポート事業専用ダイヤル】** 電　　話：**052−380−8294** ファックス：052−919−7585
受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）　**9時～17時**
住　　所	〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号 名古屋市総合社会福祉会館 5 階（北区総合庁舎内） 地下鉄名城線「黒川」駅下車 ①番出口より徒歩 10 分 交通案内

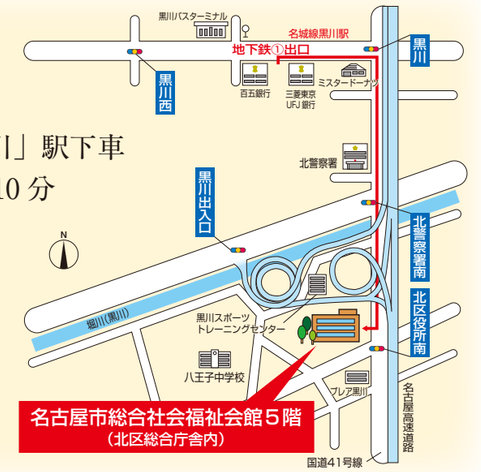

名古屋市社会福祉協議会とは？

●名古屋市社会福祉協議会は、「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋」の実現を目指す社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い民間の組織です。

●住民や住民組織、ボランティア・NPO、社会福祉施設等と協力して地域の福祉課題の解決に向けた取り組みや、高齢者の介護保険サービス、障がい者や子どもに関する事業などを行っています。

●社会福祉協議会は、全国、都道府県、指定都市、市区町村にあり、名古屋市には、名古屋市社会福祉協議会と、16 区に各区社会福祉協議会があります。

備えてあんしん！！
死後の葬儀や家財処分等をサポートします

なごやか
エンディングサポート事業

社会福祉法人　名古屋市社会福祉協議会

名古屋市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「な～や」

なごやかエンディングサポート事業とは？

あらかじめ預託金をお預かりし、本事業の契約者が亡くなったときに、預託金で、葬儀・納骨、死亡後の債務の支払い、行政官庁等への各種届け、残存家財処分等を行う事業です。事業主体は名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」といいます。）です。

利用できる対象は？

契約締結時点で次の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

(1) 名古屋市内に居住する 70 歳以上の高齢者（同居者がいる場合は全員が 70 歳以上[注1]）であること
(2) 明確な契約能力を有すること
(3) 原則、直系卑属（子や孫など）がいないこと
(4) 生活保護を受給していないこと
(5) 預託金（葬儀・死亡後の債務の支払い等：50 万円以上、残存家財処分：業者見積額等）を納められること
(6) 原則、公正証書遺言[注2]により遺言執行者[注3]を定めていること
※ご相談及びお申込み時点で定めていない場合は、契約締結時点で定めていただく必要があります。
(7) 本事業の円滑な実施に支障がないと本会の会長が認めた者であること

費用は？

契約時費用 年間利用料

契約時費用	16，500円（税込）
年間利用料	年額11，000円（税込）

※契約月が 10 ～ 3 月の場合の初年度の年間利用料は5，500円（税込）

預託金

葬儀・死亡後の債務の支払い等	500，000円以上
残存家財処分	業者の見積額等

※預託金の１割相当額（税別）を本会の執行費用として預託していただき、実際に執行した金額の１割相当額（税別）を執行後に徴収させていただきます。

サービス内容は？

預託金による サービス	葬儀・納骨等の実施、死亡後の債務の支払い、死亡に伴う行政官庁等への各種届け、残存家財処分
見守り・安否確認 サービス	月１回の電話、６か月に１回の訪問による見守り及び安否確認
入退院時支援サービス （希望がない場合は提供しません）	①入院時の貴重品等の預かり　②入退院時等の付添い ③入院に必要な荷物準備　④入院時の緊急連絡先指定及び緊急対応 ⑤その他　※サービス利用料は、注４参照（税込）

利用（契約）までの流れは？

（目安）

1週間～1か月

相談受付
本会へご連絡ください。面談の日程を調整させていただきます。（連絡先及び場所は裏面参照）

面　談
あらかじめ調整した日時に本会へお越しください。本会職員が相談者の死後に関するお困りのことや希望をお聞きし、相談者にあった葬儀や死亡後の債務の支払い、残存家財処分等について一緒に考えます。
※面談は、数回行う場合があります。

申込み
申込書、住民票及び戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等をご提出いただきます。

審　査
相談者と本会が本事業の契約を結ぶにあたり、本会が設置する「なごやかエンディングサポート事業審査会」による審査があります。

審査が通った場合

1か月～6か月

支援内容の検討
預託金によるサービスをはじめとする支援内容を検討します。

公正証書遺言の作成
公証役場で公正証書遺言[注2]を作成していただきます。（公正証書遺言で遺言執行者[注3]を指定いただきます。）公正証書遺言をご自分で作成できない場合は、作成をサポートする弁護士を紹介することも可能です。
※公正証書遺言の作成にかかる費用は相談者の自己負担です。

契　約
相談者と本会が本事業の契約を結びます。

注１　同居者全員の申込み及び契約締結が必要です。
注２　公正証書遺言とは、遺言者が公証人の面前で遺言の内容を口授し、それに基づいて、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ作成するものです。
注３　遺言執行者とは、遺言の内容を実行する人です。未成年者及び破産者は遺言執行者にはなれません。
注４　①１回 30 日以内 275 円、②～⑤職員が出動した場合は１回 3,300 円（平日 17 時～翌９時、土・日・祝日・年末年始は１回 5,500 円）

ご利用までの流れ

相談 » 面談 » 契約準備（支援計画書の作成など） » 契約締結審査 » 死後事務委任契約 公正証書の作成 » 契約 » 預託金の振込（同日） » サービス開始

高知市成年後見サポートセンターでは こんなことを行っています。

●成年後見支援事業

成年後見制度とは、判断能力が不十分となった方について、家庭裁判所に申立てを行うことで本人を支援する人（成年後見人など）が選ばれ、本人に代わって法律行為ができるようになる制度です。この制度により、不動産や預貯金などの管理、介護サービスや施設入所の契約を結ぶなど本人を保護する行為が可能になります。

高知市成年後見サポートセンターでは、いつまでも自分らしさを大切に、安心して暮らすことができるよう、さまざまなお手伝いをします。

●日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などにより、福祉サービスの利用や日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの方に対して、安心して日常生活が送れるように金銭管理支援などのお手伝いを、契約を通して行います。

高知市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（通称「社協」）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、地域の方々と協力し、高齢者や障害者の在宅生活を支援するため、さまざまな福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

社会福祉法人　高知市社会福祉協議会　共に生きる課

高知市成年後見サポートセンター

［ TEL ］**088-856-5539**

［所 在 地］**高知県高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3F**

［受付時間］**平日 8:30～17:30**
（土日祝・年末年始12/29～1/3は除く）

2021（令和3）年度第1回成年後見制度利用促進計画策定委員会
（尾張北部権利擁護支援センター）

資料３　別紙３

これからあんしん サポート事業

社会福祉法人　高知市社会福祉協議会　共に生きる課

高知市成年後見サポートセンター

これからあんしんサポート事業とは？

頼れる親族などがいない方について、ご本人が判断できる間に、高知市社会福祉協議会と契約をすることで、日ごろの見守り、認知症などで将来ご自身で判断できなくなった時のこと、亡くなった後のことについて支援する事業です。

利用できる方

- 高知市にお住まいの方（住民票が高知市にある方）
- 単身世帯などで親族の支援が得られない方
- ご契約内容を十分理解し、利用を希望される方

※生活保護世帯の方は対象となりません

※見守りサービスとあんしんサービス①～③はセットになっています。

見守りサービス

- 定期的な電話連絡（月に1回程度）や自宅訪問（3ヶ月に1回程度）による状況確認

年間 6,000円

- 同行訪問等による相談援助サービス
  別途 1時間 1,500円
- 預託金での支払い　なし

どんなことをしてくれるの	利用料	預託金での支払い
あんしんサービス① 判断能力の状態：ご自身で判断できる時、または少し不安な状態 急に入院になったらどうしよう ●施設入所や入院時の説明の立ち会いや契約時の同席 ●入院費用や入所費用などの支払い代行 ●急な入院時、自宅からの必要物品のお届け ●指定連絡先への連絡 ●水道光熱費などの休止連絡	1時間 1,500円	なし
あんしんサービス② 判断能力の状態：ご自身で判断できない状態 自分のことが分からなくなったらどうしよう ●預託金での入院・入所費用の支払い ●主治医への情報提供 ●日常生活自立支援事業や成年後見制度への移行	1時間 1,500円	入院費用などの支払い
あんしんサービス③ 判断能力の状態：お亡くなりになった時 死んだあとはどうしよう 契約時に作成した公正証書の内容に基づいてのお手伝い ●葬送や埋葬の執り行い（祭祀費用は含まれません） ●死後の入院費・施設料の支払いや事務手続き ●家財処分（賃貸の場合） ●葬儀費用や埋葬費用の支払いなど	利用料なし	死後事務委任契約公正証書に基づいた支払い

預託金とは

契約後に判断能力が不十分になった時（あんしんサービス②）の入院費用やお亡くなりになった後（あんしんサービス③）に発生する費用の支払いのため、契約時に高知市社会福祉協議会に預け入れしていただくお金を預託金といいます。

〈預託金の例〉

基本費用
- 1 入院費用（10万円×3ヶ月分）30万円～
- 2 直送（火葬）費用 22万円～

合計 520,000円～

＋

対象者のみ
- 3 賃貸物件の家財処分代など（賃貸物件にお住まいの方が対象）

死後事務委任契約公正証書とは

契約する前に、葬送や埋葬方法、預託金の処理などについて細かく取り決めた死後事務委任契約公正証書を作成していただきます。お亡くなりになった後は、あらかじめ取り決めた内容に基づいてお手伝いをします。

ゆりかごから墓場まで
～人生の終い方お手伝いします～

保証プロジェクト

★報告書★

社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会

は　じ　め　に

私たちは病気や事故等で何らかの障害を持つ可能性があります。高齢期になれば認知症や介護が必要な状態になるかもしれません。今では介護保険制度や障がい者のサービスなど必要なサービスが準備されていますが、もし保証人を確保できないために、せっかく準備されているサービスが使えないとなればどうでしょうか。

一方、保証人になった人にとってみれば、保証を求める人から、どのような対応を求められるかがはっきりしない中で保証人になることへの大きな不安もあります。また、サービスを提供する側から見れば、もし本人に何らかのトラブルがあった場合誰かにそれを担保しておきたいという願いもあります。

こうした不安に乗じて、保証を引き受けるとうたう悪徳事業者も出現しました。

およそ 10 年前に「保証機能」について厚生労働省の助成を得て、大阪市立大学故岩間伸之教授を委員長として専門家にも参加いただいて報告書をまとめました。その後民法改正など大きな変革もありながら、未だ保証人を必要とする場面はなくなってはいません。

この度、アドバイザーとして同志社大学永田佑教授のご指導を得て、改めて職員でプロジェクトチームを組み、調査を行い、改めて提案をさせていただくこととなりました。

今後一層進む少子化・高齢化の中で保証人の確保は一層困難になることが十分想定されます。保証人がいないことを理由に、サービスの利用が断られる不幸をなくしていきましょう。

伊賀市社会福祉協議会はこれからも、今伊賀市で暮らす人たち、そして将来伊賀市で暮らす人たちの「安心・安全・自分らしさ」につながる取組みを、地域住民、関係機関・団体等とともに進めていきます。

効果的に進めていくためには、保証を求められる側、求める側、間に立つ支援者の垣根を超えて、市民が協働で進めていくことが必要となります。改めて、皆さまのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

最後に、幾度となくご訪問いただき適切なご助言を頂いたアドバイザーはじめ、熱心に協議頂いた職員の皆さんに感謝申し上げます。

2020 年 3 月

社会福祉法人　伊賀市社会福祉協議会

会 長　　福 壽　勇

目　　次

第１章　地域福祉の推進に「保証機能」はなぜ必要か

1　身元保証の問題とは？ 1
2　保証人が求められる場面 2
3　なぜ、保証人が必要だと考えるのか 2
4　保証「人」ではなく保証「機能」と考える 3
5　地域福祉の推進と保証機能～保証人がいなくても安心して暮らせる地域に 4

第２章　事例からみえる「保証機能」の現状と課題

1　アンケート調査の概要 5
2　事例と調査結果にみる「保証」の現状と課題..... 6
○入院がきっかけで親族・医療・制度とつながった 6
○施設入所になり、暮らしが安定した 8
○退職がきっかけとなり、支援機関とつながった 10
○身元保証人がなくても就職できた 12
3　考察 14

第３章　保証ニーズを地域で解決する新たなシステムづくりに向けた提案

Ⅰ　伊賀市社会福祉協議会が考える「保証」
1　保証ニーズは誰にでも起こり得る地域課題である..... 18
2　今のしくみでは、保証ニーズは解決できない..... 18
3　生きている時から亡くなった後までの「連続した生の営み」を保証する 18
Ⅱ　保証ニーズを解決していくための取組み
1　「人」ではなく「しくみ（機能）」で保証する 19
2　地域福祉活動に立脚した取り組みの推進 21
3　これからの取組みについて 22

資　料

1　プロジェクト会議、進捗管理会議について 27
2　取組みの経過..... 28

第１章　地域福祉の推進に「保証機能」はなぜ必要か

同志社大学 社会福祉学部　社会福祉学科
教　授　永　田　　祐

1　身元保証の問題とは？

「入院先で、同居家族は保証人になれないと言われた」（51歳男性）、「娘の近くに転居することにし、賃貸物件を探したところ、高齢を理由に断られた」（80歳女性）、「会社に面接に行ったが、身元保証人が必要と言われ、驚いた」（63歳男性）。これらは、すべて最近の新聞の投書欄などに寄せられた実際の声です。

「誰もが伊賀で幸せに暮らし続けるために」。これは、伊賀市の地域福祉計画や社会福祉協議会の地域福祉活動計画が目指す共通した理念です。「誰もが」には、重い障害がある人や、判断能力が不十分な人、家族や頼れる知人がいない人も当然含まれるはずですし、「幸せに」には、その人らしく豊かな暮らしをこの伊賀で続けることができるということを意味しているはずです。こうしたことを難しくしている問題の一つとして、近年「身元保証」の問題が大きくクローズアップされるようになってきました[i)]。

具体的にいうと、先の例のように病院への入院、施設への入所、賃貸住宅の契約、就労などの際にこの保証人を求められる場合があります。すぐに想起されるのは、子どもや頼れる親戚がいない、いても疎遠であるといった理由から、「保証人」を立てることができずに、必要な医療を受けることができなかったり、施設入所を断られてしまったり、住居の契約や就職が難しくなってしまうという問題です。しかし、子どもや親族がいたとしても、保証人は世帯を別にする人でなければいけないとか、二人以上必要であるとか、色々と条件がある場合もあります。こうなると、かなり多くの人に影響する問題となってきます。

障害があったり、年齢を重ねることで、だれでも他人の力を借りて、できなくなってきたことや判断能力の低下を補う支援を受けることが必要になる可能性があります。そのような時に、これまでの日本では、家族が当然のようにそれを行うことが求められてきました。ところが、現在の日本では、少子化により家族の規模が次第に小さくなり、単身世帯が増加したり、頼りになる家族が遠方だったり、高齢だったりすることで支援できる身近な親族がいない人が確実に増加しています。こうした中で、身近な家族がいることを前提とした日本の福祉制度には様々なほころびが生じるようになってきました。保証問題もこうしたほころびの一つであり、特別な人の問題としてではなく、地域の課題として考えていく必要があるのです。

2　保証人が求められる場面

では、伊賀市で具体的にどのような場面で保証人が求められているのか、今回の調査の結果から、簡単に見ておきたいと思います。今回の調査では、入院、入所、入居（公営住宅）、就労にあたり、「保証人を必要としている」とした割合は、以下の通りでした。

入院･･･100%
入所･･･88.0%
入居（公営住宅）･･･88.9%
就労･･･90.9%

調査結果の詳細は、第２章で述べますが、少なくとも私たちが地域生活を営んでいく上で基本となるような事柄について、かなり高い割合で求められているものだということがわかります。これは伊賀市だけでなく、例えば、全国の病院を対象とした厚生労働省の調査でも、65%の医療機関が入院時に保証人を求めており、そのうち一割は保証人いない場合には入院を拒否すると回答しています[ii)]。本来、病院や介護保険施設は、保証人がいないことだけで入院・入居を断ることは法令上認められておらず、厚生労働省も注意喚起をしていますが、実態としては保証人がいないことで入院や入所を断られることがあるのです。

3　なぜ、保証人が必要だと考えるのか

ところで、当たり前のように使われる「保証人」という言葉ですが、多くの人はその正確な説明を求められると、答えに窮してしまうということはないでしょうか。

例えば、あなたが親しい親族の入院時に「保証人になってほしい」と依頼され、あなたはそれを引き受け、「保証人」という欄にサインをしたとします。しかし、この時点で、あなたには具体的にどのようなことが期待されているのか正確に理解していないかもしれません。一方、医療機関の側でも、保証人になった人に何をしてもらうのか、実は明確になっていない場合が多いと言われています。病院が求める保証書には、医療費の支払をすることは通常明記されていますが、入院時に必要な買い物や洗濯が含まれているのか、緊急時の連絡先として期待されているのか、遺体や遺品の引き取りの責任を持たなければいけないのか、といったことは明確にされていない場合もあります。契約内容の理解に齟齬（そご）があれば、「求める側」からすれば、期待したことをやってもらえない、「求められる側」からすれば、思ってもみないことまで期待されるという結果をもたらすことになります。この例のように、保証人が様々なところで求められているにもかかわらず、実はその正確な内容を求められる側も求める側も理解していないということも少なくないのです。こうした実態にもかかわらず、保証人が求められる背景には、具体的な契約内容が明確でなくても、入院や入所、入居や入職に際して、多くの場合は身近な家族が保証人となることが慣例化され、実際に幅広い役割を担ってきたのだといえます。

では、保証人を「求める側」である病院や施設、家主や雇用主等が、保証人を求める背景にはどのような「不安」があるのでしょうか。この不安は、保証人に求められている「機能」といいかえることもできます。　以下では、保証人に求められる機能について考えてみたいと思います。

今回の調査では、保証人を求める側へのアンケート調査によって、実際に「求める側」が、保証人等にどのようなことを期待しているのかということを聞いています。ここでは、一番身近だと思

われる入院の例をとって考えてみましょう。医療機関が保証人に期待しているのは、割合の高いものを見てみると「利用料金の支払」（100%）、「緊急時の連絡先」、「器物の破損」（それぞれ 80.0%）、「死亡時の引き取り」、「退院時の引き取り」（それぞれ 60%）でした（詳しくは、第２章を参照してください）。いいかえれば、病院は、こうしたことを「不安」に考え、保証人にこうした不安を解消する「機能」を求めているということになります。

確かに、こうした保証人を求める側の「不安」は理解できます。こうした不安を解消しつつ、保証人がいなくても安心して地域で暮らしていくためにはどうしていけばよいのか考えていく必要があるのです。

4　保証「人」ではなく保証「機能」と考える

医療機関の例で見たとおり、保証人に求められていることをすべて一人の人が行うことと考えずに、いくつかの「機能」に分解してみると、地域や社会福祉協議会、行政や専門職がこれまで行ってきたことを組み合わせることで解決に結びつけることもできるのではないかと考えることもできます。これをここでは、保証「人」ではなく保証「機能」と呼んでいます。様々な保証人に求められている機能を明確にして、それをパッケージとして組みあわせることで、一人の「保証人」にそれをすべて任せなくても済むのではないかということです。同時に、このように考えることで、それでもなお不足していることも見えてくるかもしれません。

まず、介護保険や障害者福祉サービスといった専門職の関わりや地域での住民相互の見守り活動などによって、例えば家主の孤立死への不安に対応することが可能になることも考えられます。

また、成年後見制度を活用した場合、成年後見人は、保証人になることはできませんが、後見人等の業務の一つである財産管理の中で、利用料金の支払は問題なく行うことができます。緊急時の連絡先や器物の破損等についても、後見人等を通じて解決することが可能です。日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用援助を通じて日常的な金銭管理や定期的な見守りを利用することもできます。生活保護制度を利用することができれば、同じように医療費や施設利用料、家賃の不払いといった不安は解消できるでしょう。

とはいえ、成年後見制度や日常生活自立支援事業が利用できるのは判断能力が不十分になったときであり、財産に余裕があれば生活保護を利用することはできません。こうした不安を背景に、高齢者を対象とした身元保証や平時の安否確認、死後の遺体の引き取りや遺品処分・葬儀支援といった死後事務に関するサービス等をパッケージ化して提供する事業も生まれています（身元保証等高齢者サポート事業といいます）。しかし、こうした事業を利用するには一定の資金が必要なことに加え、2016 年に身元保証等高齢者サポート事業の大手であった公益財団法人「日本ライフ協会」が、利用者の預託していた資金を不正に流用し、経営破綻して預託金の返還が受けられなくなるという事件が発生したことで、その信頼性が大きく揺らぐことになりました。従来は家族が行っていたすべての支援を一事業者のすべて任せてしまうことが本当に「安心」なのか、考える必要がありそうです。

5　地域福祉の推進と保証機能～保証人がいなくても安心して暮らせる地域に

以上のように、従来、家族に慣例として求められてきたことが、身寄りのない人や家族との関係が希薄な人が増加することで、それを担う人がいなくなってしまい、多くの人が安心して地域での暮らしを送ることが難しくなっています。同時に、このことは、保証人が求められてきた機能を一人の「人」や一つの「団体」に求めることが困難になっていることも意味しています。

地域福祉が目指すのは、人とのつながりの中で、誰もが誇りを持って自分らしく暮らし続けていくことを支えながら、そうしたことが可能な地域をつくっていくことです。入院や入所、住まいや働く場所を確保することは、手段であって目的ではありません。保証人がいなくても、安心して入院・入所ができ、住まいを確保し、就労できるように一人ひとりを支え、それが可能な地域の仕組みづくりを進めることはもちろん必要ですが、その背景にあるつながりの希薄化や社会的孤立を解消していく地域の取組みを平行して進めていく必要があります。「誰（どこ）が保証人になってくれるのか」という議論だけにとらわれず、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域社会において、人とのつながりの中で、自分らしい生き方を求める権利[iii)]をどう実現していくかという視点で、この問題を考えていく必要があるのです。

〔注〕

ⅰ：法律上は、民法で規定される保証人と連帯保証人、また、身元保証に関する法律で定める身元保証人があります。簡単にいえば、連帯保証人は借り手と同じ立場と見なされるのに対し、保証人はまず借り手に請求することを求めることを主張することができるという違いがあります。また、身元保証人は、保証した相手が会社に損害を与えた場合などに損害の責任を負うことが規定されています（ただし、期限の定めや裁判所が賠償額を定めるといった保護規定があります）。こうした法律で定められている契約の種類（典型契約）以外の契約（非典型契約）の場合、その名称にかかわらず当事者間でどのような合意がなされているのかということが重要になります。実際、入院、入所、入居や入職の際に病院や施設、家主や事業主が求める契約書では、「身元引受人」「身元保証人」「保証人」といった名称で、それぞれの契約に応じた多岐にわたる役割が求められることになります。ここでは総称して「保証人」という言葉を使いますが、個々の場面で求められる役割はあくまでそれぞれの契約によって異なるということに注意が必要です。

ⅱ：山縣然太朗（2019）「医療現場における成年後見制度及び病院における身元保証人の役割等の実態把握研究 統括研究報告書」。

ⅲ：日本弁護士連合会（2005）「高齢者・障がいのある人の地域で暮らす権利の確立された地域社会の実現を求める決議」。日本弁護士会では、こうした「地域で暮らす権利」は、憲法 13 条、14 条、22 条、25 条、国際人権規約をはじめとする国連人権条約・国連諸原則の要請する基本的な人権であると決議しています。

第２章　事例からみえる「保証機能」の現状と課題

1　アンケート調査の概要

(1)　ねらい

「保証機能」のあり方を検討していくために、伊賀市において、主に、入院、入所、入居、就労で身元保証や終活等「保証」に関してどのような課題があり、現状どのように解決しているのかを明らかにするため実施しました。

(2)　調査対象

（対象エリア）　伊賀市

①　保証を求められる側

本プロジェクトでは、「保証」を全世代で起こり得る課題ととらえ、広く市民を調査対象としました。次の方々に回答をお願いしました。

（調査対象者）　民生委員児童委員、老人クラブ、障害者福祉連盟、母子寡婦福祉会の会員、当事者（保証ニーズをもつ高齢者、障がい者等）　等

②　保証を求める側

保証を求める側となる、病院・福祉施設・家主（民間・公営）、企業等を対象に実施しました。

③　保証を求められる側と求める側の間に立つ支援者

主に保証を求められる側から相談を受けることが想定される、高齢者、障がい者、就労等の相談支援機関等を対象に実施しました。

(3)　調査方法

・調査票を対象者別で作成し、対象者が所属する団体の協力も得て、手渡し、郵送等で配布しました。

・調査は主に自記式質問紙法で行いましたが、当事者（保証ニーズをもつ高齢者、障がい者等）からは、必要に応じて日頃から関わっている支援者が聞き取りました。保証を求められる側は基本無記名で、保証を求める側と支援者は任意で記入していただきました。

・調査票は伊賀市社会福祉協議会のホームページにも掲載し、調査への協力を広く呼びかけました。

・福祉施設においては、回収された調査票を集計した後、伊賀市社会福祉法人連絡会にご協力いただき、グループヒアリングを行いました（2019 年 11 月 7 日）。

（ヒアリング対象）青山福祉会、あやまユートピア、維雅幸育会、伊賀昴会、いがほくぶ、伊賀市社会事業協会、伊賀市社会福祉協議会（順不同）

(4)　調査期間

2019年４月～11月

(5)　調査票の集計、分析等

株式会社エディケーションに依頼

〔ヒアリングの様子〕

2　事例と調査結果にみる「保証」の現状と課題

入院がきっかけで親族・医療・制度とつながった

【今回起こったこと】
日常生活自立支援事業の担当専門員が訪問したところ、動けなくなっているＡさんを発見。
意識はあるものの「身体が動かない」と訴え、２日程、食事も水分も摂っていない様子。
親族に連絡をとり、救急搬送された。
これまで医療にかかっていなかったので、数々の疾患が見つかり、これを機に精密検査・入院治療をすることになった。

【どんな人？】
Ａさん　70 歳代　女性
ひとり暮らし。市内に親族がいるが関係は希薄。預貯金はなく、収入はわずかな年金のみ。日常生活自立支援事業を利用しているが、それ以外の福祉サービスは利用なし。
判断能力が低く、会話が成り立たないこともある。認知症も疑われるが、これまでの関わりや親族の話しから、幼少期から何らかの障害があったのではないかと思われる。

【問題点】
◆入院が決まった際、病院から「身元引受人」の書類にサインするように頼まれた親族。
　しかし、いくら親族でもサインできない！
その理由は・・・
・これまで関係が希薄だったので、本人のことを聞かれてもよくわからない。
・治療方針についての同意や緊急時の身元引受人になっても、責任を持って判断できない。
・医療費が自分に請求されるのではないか不安。

「日常生活自立支援事業とは？」
必要な福祉サービスについて、適切に判断する事に不安のある方と契約をし、サービスを利用する手続きや日常的な金銭管理をお手伝いする事業です。

【解決できたこと】
★身元引受人について
入院治療を継続するためには身元引受人が必須との話しを受け、サインをすることを承諾。
ただ、これを機に生活保護のワーカー、ケアマネジャー等との関わりが生まれ、親族だけが不安や課題を抱え込まなくてよい体制を整えることができた。
★医療費の心配について
本人の年金額が最低生活費を下回っていたため、生活保護を申請。医療扶助を受けられることになった。

アドバイザーチェック
この事例では、結果的に親族の方が保証人となることで適切な医療を受けることができましたが、こうしたご親族がいらっしゃらなければ入院ができなかったことなります。一方、医療機関が保証人を求めざるを得ないような不安も理解する必要もあります。こうした求める側の不安を解消するためにも適切な仕組みづくりが必要です。

【残された課題】
今回は、生活保護制度や介護保険制度を利用できたが、すべての事案が制度を利用して解決・不安軽減を図れるわけではない。

アンケート結果からみえる「保証」～病院編～

1　入院する際に保証人は必要ですか

図２－１　入院する際に保証人が必要か

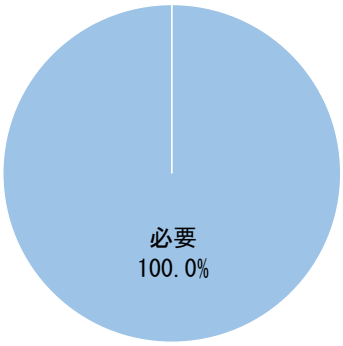

★「入院の際に保証人は必要ですか？」とたずねたところ**100%**が「はい」と回答されました。

★保証人の種類は「連帯保証人」との名称を用いる事が多く、**平均２名**の保証人が必要とされています。

2　保証人に期待することは何ですか。また実際に依頼したことは何ですか

図２－２　保証人に期待することと実際に依頼したこと

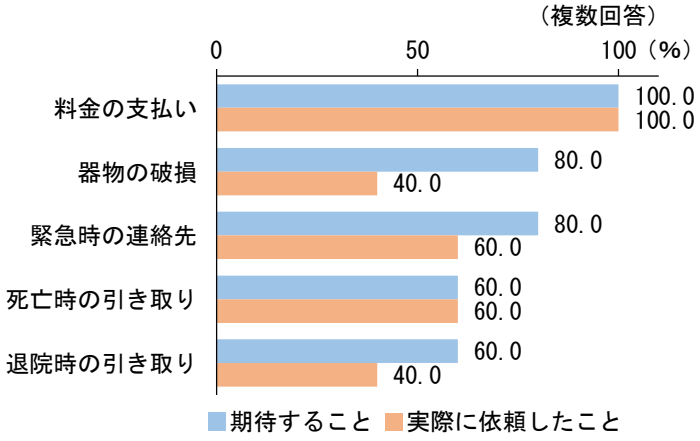

★一番期待される役割は「料金の支払い」で**100%**の回答があり、実際に依頼した事も**100%**となっています。

★左表以外にも「入院時の必要物品の準備」等の回答も得られました。

3　保証人を必要とする理由は何ですか

上記の「保証人に期待すること」と同様「入院患者自身で支払い行為ができる人が少ないため、本人に代わる人を求める」等入院費用支払いに関する回答が多い中、「入院患者の諸規則を守って頂くため」等の回答がありました。

4　保証人に代わる具体的な解決方法はあると思いますか

「保証人に代わる第三者の団体・組織が担えるようになれば良い」等、**20%**が「ある」との回答でした。一方、「金銭の問題だけでなく、患者の生死についての意思決定等重要なことを担わなくてはならない」等、「ない・わからない」と回答したのは**80%**でした。

図２－３　保証人に代わる解決方法はあると思うか

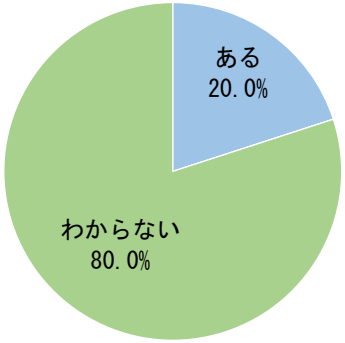

施設入所になり、暮らしが安定した

【今回起こったこと】
これまで病院にかかったことがなく元気に自宅で生活をされていたが、突然自宅で脳出血により倒れていたところを発見され、入院となる。要介護状態になり、これまでのように日常生活を送ることが困難になったため、施設に申し込むこととなった。しかし、入所にあたっては保証人が必要と言われた。

【どんな人？】
Bさん　60歳代　男性
アパートでひとり暮らしをしていた。親身になって助けてくれる友人 Y さんと協力して生活していた。Y さんは入院中も何かと身の回りの支援をしてくれていた。両親ともに亡くなっており、きょうだいもいない。県外に住んでいる親族はいるが、B さんとの関わりを拒否していることから、保証人を頼めるような関係ではない。

【問題点】
◆突然の病気で、在宅生活の継続が困難になってしまった。しかし施設入所も難しい！
その理由は・・・
・入所に必要な保証人を頼める親族が誰もいない。
・友人である Y さんは保証人になることもやむを得ないとの考えであったが、施設から「友人は保証人にはなれない」と言われてしまった。

「成年後見制度とは？」
判断能力が不十分な方の暮らしを守るために民法で定められている制度です。代理権・同意権・取消権等を使って本人の財産や権利を守ります。

【解決できたこと】
★保証人について
保証人が立てられないのならば、代わりに成年後見人を付けてほしいとの依頼があり申し立てた。成年後見人が選任された結果、施設に入所することができた。
★本人の生活について
在宅生活では衛生面に問題が生じていたので、入所により改善を図ることができた。

アドバイザーチェック👍
この事例では、施設は親族でなければ保証人になれないと考えているようです。施設側が保証人にどういったことを求めているかあいまいなことも多いといわれていますが、この場合はどうだったのでしょうか。保証人の要件とは何なのでしょうか、必ず成年後見人をつけなければいけないのでしょうか。

【残された課題】
保証人が見つけられないのであれば、成年後見人を就けて欲しいと言われることがあるが、成年後見人は保証人の代替人ではない。

アンケート結果からみえる「保証」～施設編～

1　入所する際に保証人は必要ですか

図２－４　入所する際に保証人が必要か

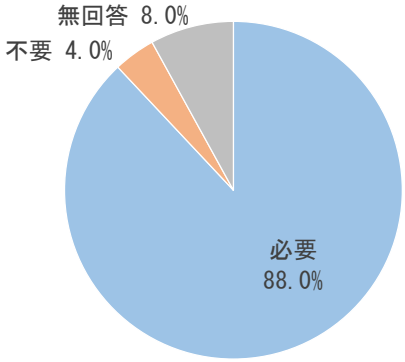

★「入所の際に保証人は必要ですか？」とたずねたところ、**88%**が「はい」と回答されました。

★保証人の種類は「身元保証人」との名称を用いることが多く、**平均 1.2 名**の保証人が必要とされています。

2　保証人に期待することは何ですか。また実際に依頼したことは何ですか

図２－５　保証人に期待することと実際に依頼したこと

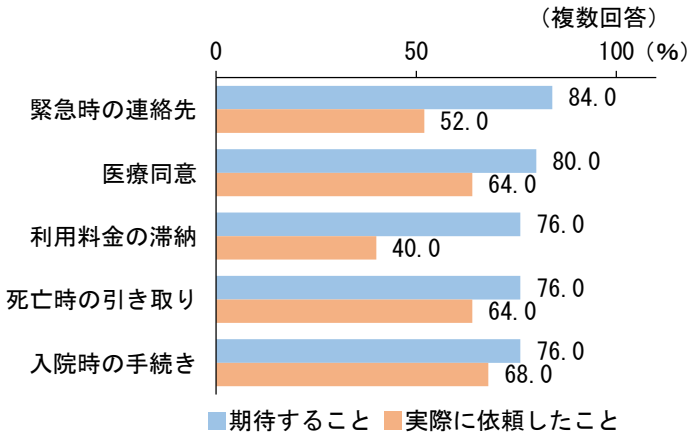

★一番期待される役割は「緊急時の連　絡先」で **84%**の回答がありましたが、実際に依頼した割合は 52%となっています。

★「入院時の手続き」は、**76%**の割合で期待するとの回答があり、**68%**が実際に依頼したとなっており、期待と実際の割合が僅差になっています。

3　保証人を必要とする理由は何ですか

入所者に医療行為が必要となった際の「入院手続き」や「医療同意」を担って欲しいという回答が多くみられました。

4　保証人に代わる具体的な解決策はあると思いますか

「民間の保証会社を利用する」のほか、「成年後見人のできることを超えてお願いしつつも、施設でも担っていく」等、制度の枠を超えての対応をせざるを得ない現状を含め、「代替方法があるのではないか」と回答されたのが **36%**でした。その反面、「保証会社に依頼する際の金銭問題」や「身内以外の方にお願いすると負担が大きいのではないか」等の理由で、「ない・わからない」と回答されたのは 56%でした。

図２－６　保証人に代わる解決方法はあると思うか

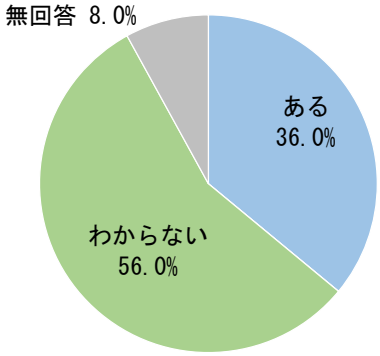

退職がきっかけとなり、支援機関とつながった

【今回起こったこと】
社宅に住んでいたが、退職したため退去しなければならなくなり、新たな住居を探すことになった。しかし、不動産仲介業者から、入居するには保証人が必要と言われた。

【どんな人？】
C さん　50 歳代　男性
長年勤めていた職場を退職した。住んでいた社宅は母が保証人になっていたが、その母は既に亡くなっている。姉が市内に住んでいるが、障がいを持っており支援は頼めない。他の親族は遠方に住んでおり関係が薄いため、支援は望めない。現在は、障がい者相談支援センターが支援に入り、作業所で勤務している。

【問題点】
◆社宅の退去期限が迫る中、なかなか次の居住先が決まらない！
その理由は・・・
・これまでは母親が「保証人」だったが、既に他界。
・他に「保証人」を頼めるような親族はいない。
・民間の保証会社を利用する条件に合致しなかった。

「居住支援法人とは？」
高齢者や障害者等の方に配慮を要する民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅情報の提供・相談を実施する法人として都道府県が指定するもので、伊賀市社会福祉協議会は指定を受けています。

【解決できたこと】
★保証人について
社協相談員と、不動産仲介業者とのつながりが以前からあったため、C さんの事情を説明し、相談に応じてもらう。
★家賃の支払いについて
家賃の支払いが滞らないように支援を行っていく旨を伝えると、保証人が不在であっても構わないとの返答をいただき、入居が認められることとなった。

【残された課題】
社協相談員と不動産仲介業者との関係が以前からあったため、細かな事情を考慮してもらうことで解決できた。しかし、すべての事案で本解決策が当てはまるとは限らない。

アドバイザーチェック👍
この事例では、保証人を求める側の不安が解消されることで、実際に保証人がいなくても入居することができました。困ったことがあった時に本人以外に相談できる機関があれば、保証「人」がいなくても解決の道筋がつけられることがわかります。「不安」の中身をよく見てみれば、福祉サービスで解決できることもあります。

アンケート結果からみえる「保証」～家主編～

1　入居する際に保証人は必要ですか

図２－７　入居する際に保証人が必要か

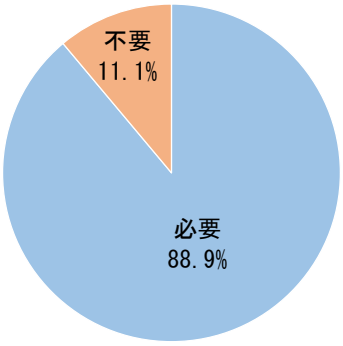

★「入居の際の保証人は必要ですか？」とたずねたところ、**89%**が「はい」と回答されました。

★保証人の種類は「連帯保証人」との名称を用いることが多く、平均**１名**の保証人が必要とされています。

2　保証人に期待することは何ですか。また実際に依頼した事は何ですか

図２－８　保証人に期待することと実際に依頼したこと

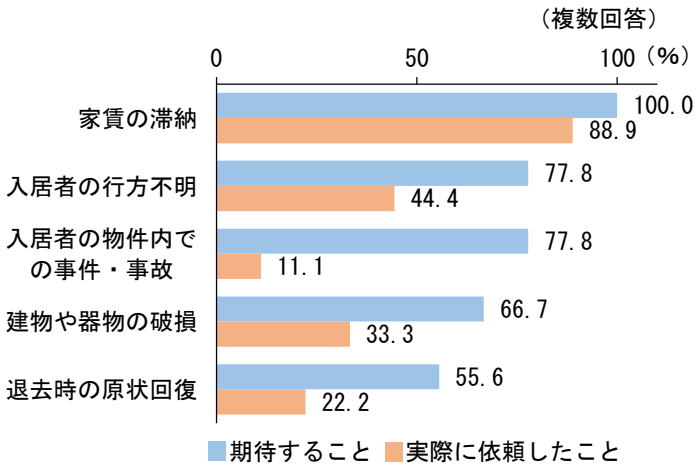

★一番期待される役割は「家賃滞納時の対応」で**100%**の回答
を得ており、実際に依頼したことも 89**%**となっています。

★一方「物件内の事件・事故」等期待する割合は高いものの、実際に依頼した割合は低い等、差異の大きい項目もあります。

3　保証人を必要とする理由は何ですか

上記の「保証人に期待すること」と同様、「家賃滞納」や「器物破損」等、本人が解決できない問題が発生した際に、代わりに対応して欲しいという回答が多くみられました。

4　保証人に代わる具体的な解決方法はあると思いますか

「民間の保証会社を利用する」や「行政と連携・相談をして解決策を探す」など、**78%**が「代替の解決方法があるのではないか」と回答されています。

図２－９　保証人に代わる解決方法はあると思うか

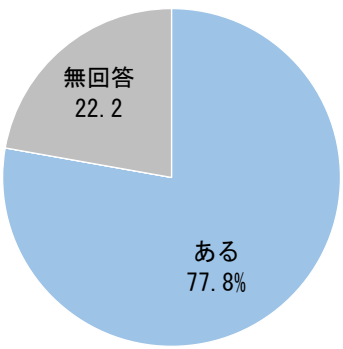

身元保証人がなくても就職できた

【今回起こったこと】

就職が決まり採用時の提出必要書類を作成していたところ、その中に身元保証人の記入欄があった。会社に「身元保証人がいない」と話したところ、「必ず身元保証人が必要」と言われた。

有料で身元保証人を引き受けてくれる会社もあるが、経費出費が困難で利用することができなかった。

結局、身元保証人を確保できず、就職を断念せざるを得なかった。その後も職業安定所を通して面接に行ったが、身元保証人の確保の壁にあたり、なかなか就職が決まらない。

【どんな人？】

Dさん　30歳代　男性

ひとり暮らし。両親は亡くなり、他の親族もいない。

高校卒業後、製造業に従事していたが、人間関係の問題から転職を繰り返している。仕事が見つからず収入がなくなったため、生活も含めた相談に市役所の生活困窮者自立支援相談窓口に相談に行った。

【問題点】

◆就職を希望し、採用試験に合格したのに実際に働くことができない！

その理由は・・・

・身元保証人がいないことで、採用決定に至らない。

・民間の保証会社は契約や利用に費用がかかるため、利用できなかった。

「生活困窮者自立支援法とは」

働ける人が急に仕事を失ったり、頑張っているのになかなか生活が安定しなかったり、心配ごとや困りごとをかかえながら暮らしている人たちに地域のみんなで解決のお手伝いをします。

【解決できたこと】

★身元保証人について

その後も諦めずに就職活動を行ったところ、「身元保証人」が不要の会社に採用が決まった。

「緊急連絡先」だけは必要といわれ、行政機関等に相談し、就職が決まった。

【残された課題】

本事案のように、就労意欲・能力があるにも関わらず、身元保証人が見つけられず、就労に至らないことがある。

アドバイザーチェック👍

この事例では、結果的に保証人を求めない会社を見つけることができましたが、意欲があるにもかかわらず仕事につけないことは、本人にも地域にも損失です。地域のつながりや機関のネットワークに支えられていることは、雇い主が安心して雇用する要素になるかもしれません。意欲ある人が雇用に結びつくような取組を企業も交えて考えていく必要があります。

アンケート結果からみえる「保証」～事業所編～

1 就労する際に保証人は必要ですか

図２－10　就労する際に保証人が必要か

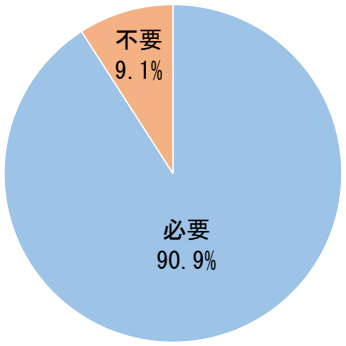

★「就労の際に保証人は必要ですか？」とたずねたところ **91%**が「はい」と回答されました。

★保証人の種類は「身元保証人」との名称を用いることが多く、**平均２名**の保証人が必要とされています。

2 保証人に期待することは何ですか。また実際に依頼した事は何ですか

図２－11　保証人に期待することと実際に依頼したこと

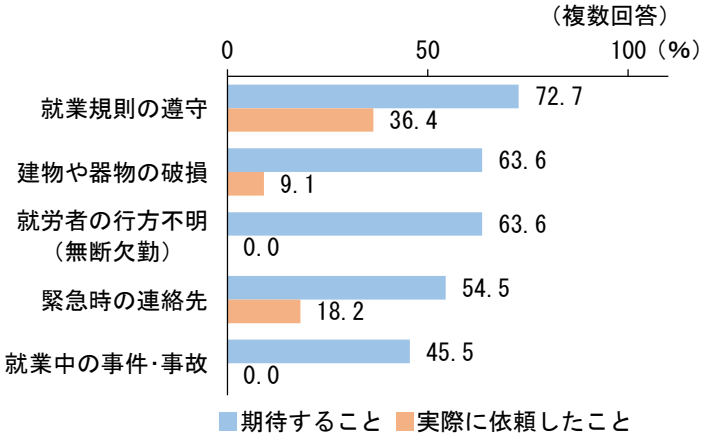

★一番期待される役割は「就業規則の遵守」で **73%**の回答を得ており、実際に依頼したこと **36%**と高い割合となっています。

★期待する項目にあがっているものの、実際に依頼したことが全くない項目も多くみられます。

3 保証人を必要とする理由は何ですか

上記の「就業規則の遵守」に関連して、「誓約に背き、会社に損害を与えた場合の賠償責任を負う連帯者」等の役割を担って欲しいとの回答がありました。

4 保証人に代わる具体的な解決方法はあると思いますか

「民間の保険会社を利用する」など **27%**が「ある」と回答されました。

一方で「問題が起きた時に本人が責任を負えない場合はどうするのか疑問」など **73%**が「ない・わからない」と回答しています。

図２－12　保証人に代わる解決方法はあると思うか

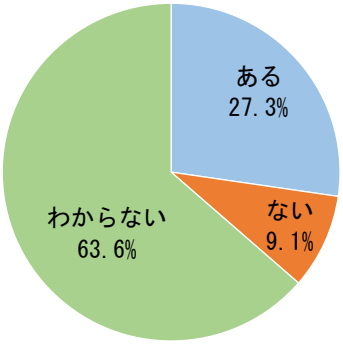

3　考察

(1)　保証人を頼める人はいますか？保証人を引き受けますか？

アンケート調査で保証人を頼める人がいるかたずねたところ、「はい」が83%、「いいえ」が2.8%、「わからない」が12.3%でした。「頼める人がいない」と「わからない」を合わせると、約15%になります（図２－13）。

頼まれた場合引き受けるかたずねたところ、「はい」が64%、「いいえ」が32.3%でした(図2－14)。

図２－13　保証人を頼める人がいるか

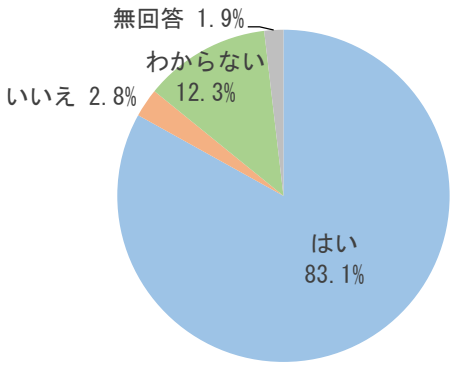

図２－14　保証人を頼める人がいるか

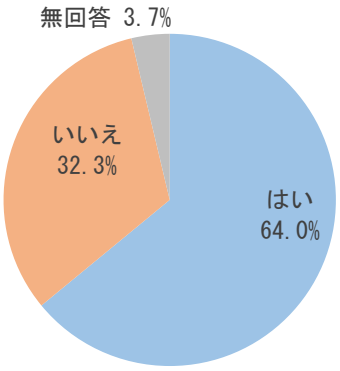

誰の保証人なら引き受けるかをたずねたところ、「親」「配偶者」「子」「兄弟姉妹」等の親族の占める割合が高くなっています（図２－15）。更に、これらから頼まれた場合は、「保証人を引き受けざるを得ない」と回答している割合も高くなっています。反対に、「知人」「職場の関係者」といった親族以外の割合は低くなっています。

図２－15　誰の保証人なら引き受けるか（複数回答）

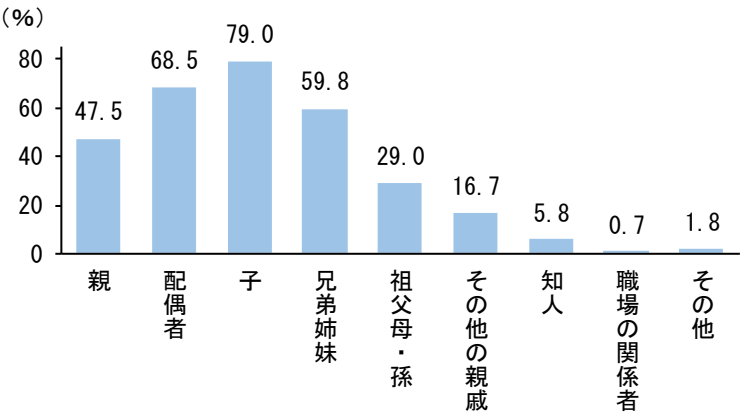

また、保証人を引き受けてもいい内容としては、「入院」「施設入所・入居」「就職」「福祉・介護サービス」の占める割合が高くなっています（図２－16）。

図２－16　何の保証人なら引き受けるか（複数回答）

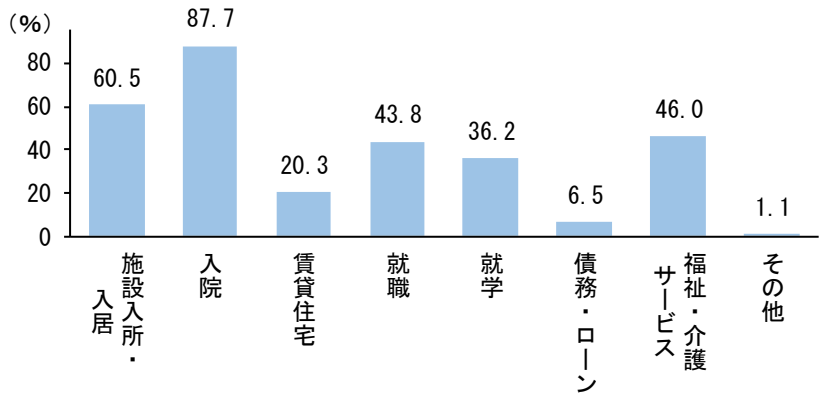

保証人を引き受けた理由をみると、「親族として当然」「立場上あるいは他に引き受ける者がおらず、仕方なく」「親族からで断りにくかった」という回答がある半面、「お互い様」「良好な関係だった」と信頼関係があることを理由にしている回答もありました（表２－１）。また、引き受ける場合でも、「債務ローン等金銭の保証人は引き受けない」と条件付きの回答もありました。

反対に、保証人を断った理由は、「トラブルになると困る」「責任を負うことになる」「人間関係を損なう」等のリスクが大きいことを理由にしている回答がありました（表２－２）。

更に、「頼まれたことがない」「相談されたことがない」「機会がなかった」等の回答もありました。

表２－１　保証人を引き受けた理由（自由記述）

- 子ども、兄弟だった。
- 親族として当然。
- 自分しかいなかった。
- 親族が遠方だった。
- 町内の役をしていて仕方なく。
- 緊急事態だった。
- 親族からで断りにくかった。
- 頼まれた相手が、真面目で信用できる人だった。
- お互い様
- 良好な関係、信頼関係があった。
- お金以外の保証人だった。

表２－２　保証人を断った理由（自由記述）

- トラブルになると困る。
- 保証人は怖い。実際に、保証人になり損害を被った人の話を聞いたことがある。
- お金が関係してくる。
- 責任を負うことになる。
- 人間関係を損なう事態が生じる。
- 年齢的に保証人に適さない。

(2)　保証人を必要としますか？なぜ必要としますか？

入院、入所、入居、就労の際に保証人を必要としているかたずねたところ、ほとんどの病院、福祉施設、公営住宅、就労事業所で保証人を必要としています（図２－17）。

保証人を必要とする理由としては、「入院や死亡、トラブル発生時等の緊急時の対応」、「医療費、サービス利用料、家賃等の支払い」、「退院、退所の引き取り」との回答でした（表２－３）。緊急時以外でも、必要物品等の準備、購入、本人に代わって施設等が買物する時の選択、決定を、保証人に求めているとの回答もありました。

介護保険制度に基づいて利用する福祉施設からは、「契約に基づいてサービスを提供するので、施設が全て保証人の責務を担うことは不可能」との回答もありました。

図２－17　入院、入所、入居、就労の際に保証人が必要か

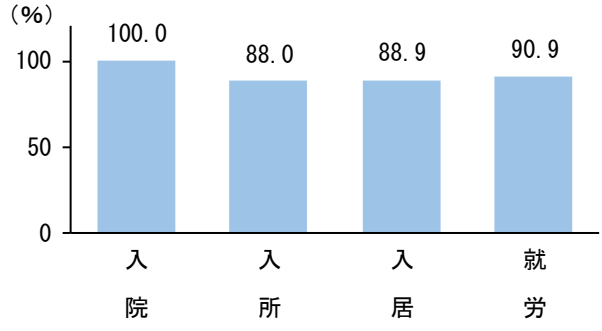

表２－３　保証人を必要とする理由（自由記述）

- 緊急時の連絡、対応（入院、行方不明等）
- トラブル発生時の対応
- 本人以外の医療費、サービス利用料、家賃等の請求先の確保
- 死亡時の退院、退所、退去の引き取り
- 医療同意
- その他医療や介護の支援方針の選択、同意の対応

保証人の要件としては、「本人とは別世帯で独立した生計を営む人（成人）」「親族」「連絡がとれ、必要な判断、対応ができる人」「本人の債務等への支払い能力がある人」との回答でした（表２－４）。

中には、「成年被後見人、被保佐人ではない人」、「破産者ではない人」と、あるいは保証人の居所から事業所までの距離を限定するといった回答もありました。

表２－４　保証人の要件（自由記述）

- 本人とは別世帯で独立の生計を営む人（成人）
- 複数の場合、少なくともうち１人は親族
- 連絡がとれ、必要な判断、対応ができる人
- 本人の債務等への支払い能力がある。

(3)　保証人を担える人を見つけられますか？

アンケート調査から、本人あるいは保証人を頼みたい相手の状況により、「保証人を頼めない、頼みにくい」という「保証の壁」が見えてきました。

図２－18　アンケートから見える「保証の壁」

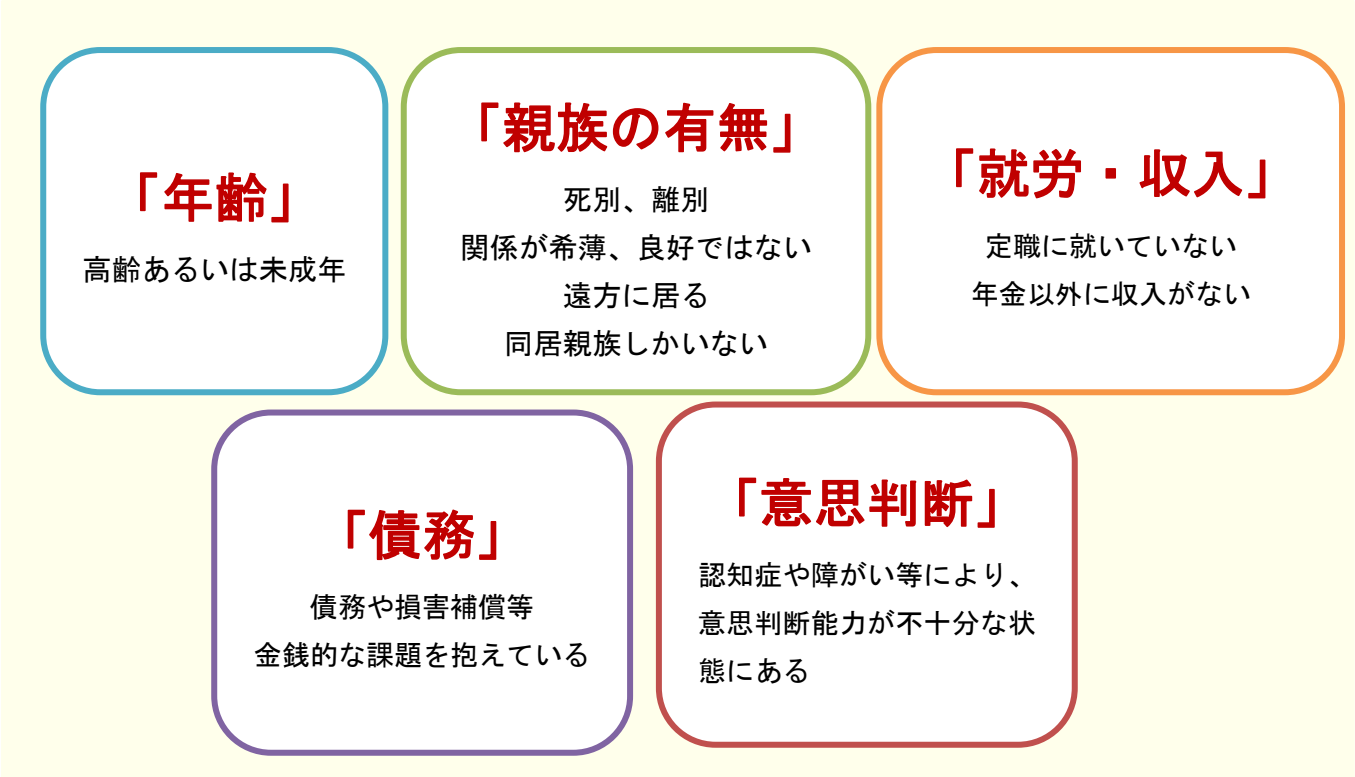

第３章　保証ニーズを地域で解決する新たなシステムづくりに向けた提案

伊賀市社会福祉協議会（以下、伊賀市社協）は地域福祉活動を進める過程で、市民の多様な生活課題の解決に積極的にかかわってきました。保証人に関する相談も多方面から寄せられますが、保証人は法律と慣習に裏付けられているしくみであり、特に手がつけにくい課題となっています。

2018年度に伊賀市社協の地域福祉コーディネーターと日常生活自立支援事業の専門員に聞き取ったところ、「地域支援」と「個別支援」の２つの側面から、伊賀市には保証人に関する困りごとがあること、更に、将来への不安を抱えている住民がいることがみえてきました（表３－１）。

また、保証人の課題は成年後見制度等でも手がつけにくいものですが、保証人がいないが故に成年後見を申し立てることが増えています。

表３－１　「地域支援」と「個別支援」からみえてきた保証人に関する課題

地域支援	・身寄りがなく、葬儀があげられない。 ・ひとり親世帯が引っ越したくても、保証人がいないため引っ越せない。 ・高齢のため、賃貸契約ができない。 ・知らないうちに保証人になっていた。 ・高齢等の理由で、不要な物の処分ができない。 ・未婚率･離婚率の上昇、子どもが都会に出て帰って来ない等で、ひとり暮らしが増え、身近に相談できる人がいない、介護を担える人がいない、さみしさを感じている。 ・住民として気にはなっている、心配しているものの、担いきれない部分はある。支援できる体制がない。どのような制度があるか、周知が十分ではない。 ・終活の方法がわからない。
個別支援	・退院後に特養入所の話が出たが、保証人が必要と言われた。長期入院となっており、病院からも早く施設に移ってほしいと言われた。親族は１人いるが、関係が悪く関わりは期待できない。 ・作業所を利用するにあたり、身元保証を求められた。姉がいるが知的障がい者で、保証人に適任ではない。 ・入院時、保証人が２人必要と言われた。１人は同居する親族がなったが、もう１人が見つからない。 ・入院時、保証人を求められた。頼れると聞いていた親族から、金銭面の支援は難しいと言われる。 ・入所時、特養から後見人をつけてもらわないと入所は難しいと言われた。親族はいるが、疾病、障がい、遠方在住等の理由で保証人の要件を満たせず、関わりは期待できない。 ・入所時、保証人を求められた。配偶者とは離婚後、死別。その他の親族とは音信不通もしくは疎遠で、保証人を頼めない。 ・退職により長年住んでいた社宅を出ていかざるを得なくなるが、賃貸住宅の入居時に保証人を求められた。親族は兄弟のみ。保証人にはなってもらえない。

Ⅰ　伊賀市社会福祉協議会が考える「保証」

1　保証ニーズは誰にでも起こり得る地域課題である

今の日本では、年齢、性別、居所、世帯構成、収入、病気や障がいの程度等問わず、様々な生活場面において等しく「保証」を求められます。多くの場合、親族がその役割を担ってきましたが、亡くなったり、関係が疎遠であったり、高齢、病気や障がい、収入等の要件で頼めない可能性もあります。すなわち、「保証人がいない」ことでの生活のしづらさは、誰にでも起こり得ることです。

しかし、現行のしくみは、人（保証人）やお金（保証金）の確保は自助努力に委ねられており、できない人は排除されやすいと言えます。

2　今のしくみでは、保証ニーズは解決できない

少子高齢化、核家族化、生涯未婚率・離婚率の上昇は顕著であり、法律と慣習に裏付けられた今のしくみだけでは支えきれないことは想像できます（図３－１）。

すぐにはつくれないとしても、今のしくみを見直し、人（保証人）やお金（保証金）に代わる新しいしくみを考えていくことが求められます。

図３－１　身元保証や終活を取り巻く状況

3　生きている時から亡くなった後までの「連続した生の営み」を保証する

これからは、入院、入所、入居、就労等での生きている間から、亡くなった後に向けての準備（終活）、亡くなった後の死後事務までの「連続した生の営み」を保証していくことが求められます。身元保証、連帯保証、身元引受といった狭義の「保証」から、生きている間の暮らしを保証することは、その人らしい人生の終い方につながっていると、「保証」が意味するところを広くとらえる必要があります。

Ⅱ　保証ニーズを解決していくための取組み

1　「人」ではなく「しくみ（機能）」で保証する

アンケート調査から、伊賀市内の病院、施設、家主（公営住宅）、企業等保証人を求める側が保証人に期待すること、実際に保証人が担ったことが見えてきました（表３－２）。

表３－２　保証人を求める側が保証人に期待すること、実際に保証人が担ったこと（複数回答　上位項目）

	保証人に期待すること	実際に保証人が担ったこと
入所	・緊急時の連絡先 ・入院時の手続き ・医療同意 ・入所（入居）者の死亡（遺体・遺品の引き取り等） ・サービス利用計画への同意 ・利用料金の滞納	・緊急時の連絡先 ・入院時の手続き ・医療同意 ・入所（入居）者の死亡（遺体・遺品の引き取り等） ・サービス利用計画への同意
入院	・利用料金の支払い ・緊急時の連絡先 ・他患者とのトラブル ・患者の他科転院 ・患者の死亡時の遺体・遺品の引き取り等 ・入院時の手続き ・身体拘束・医療同意・入院診療計画書への同意 ・治療方針・方法等の患者本人に代わっての選択・決定 ・器物の破損 ・患者の行方不明、事故 ・患者の家族とのトラブル ・患者の生存中の退院の引き取り	・利用料金の支払い ・緊急時の連絡先 ・他患者とのトラブル ・患者の他科転院 ・患者の死亡時の遺体・遺品の引き取り等 ・入院時の手続き ・身体拘束・医療同意・入院診療計画書への同意 ・治療方針・方法等の患者本人に代わっての選択・決定
入居（公営住宅）	・家賃の滞納 ・建物や器物の破損 ・入居者の行方不明 ・入居者の物件内での事件・事故 ・生存中の退去時の原状回復（修繕、家財道具の処分等） ・入居者の死亡（遺体・遺品の引き取り、原状回復等）	・家賃の滞納 ・建物や器物の破損 ・入居者の行方不明 ・緊急時の連絡先
就労	・緊急時の連絡先 ・就労者の就業規則の遵守 ・就労者による建物や器物の破損 ・就労者の行方不明（無断欠勤）	・緊急時の連絡先 ・就労者の就業規則の遵守 ・その他（会社立替金の清算）

特に、入院においては、「その他」を除く全ての項目が、期待することでも実際に担ったことでも 60%以上となっており、多くのことを保証人に求めていることがわかります。

また、入居（公営住宅）では、「入居者が原因の火災」「他の入居者や入居者の家族とのトラブル」への対応を保証人に期待するものの、実際に担った例はありませんでした。

同様に、就労においても、「就労者の行方不明（無断欠勤）」「就労者の就業中の事件・事故」「他の従業員（上司、同僚等）とのトラブル」「就労者の家族等と事業所とのトラブル」「就労者と取引先等とのトラブル」「就労者の退職時の身元引受」への対応を保証人に期待するものの、実際に担った例はありませんでした。更に、「就労者による建物や器物の破損」や「会社立替金の清算」といった「損害補償」を保証人に求めていることがわかります。

伊賀市社協では、これらの結果にある保証人に求められる役割を、ひとりの「人」ではなく、社会資源を組み合わせて「しくみ（機能）」として担えないかと考えます。

たとえば、家賃や利用料の滞納、火災、家屋・設備の損傷、近隣とのトラブルや孤独死等を「日常対応的な支援」により予防し、万一損害が発生した場合でも既存の損害補償制度を活用する等の「事後対応的な支援」を取り入れます。そうすることにより高齢や障がい、その他の理由で日常的な支援が必要な人が、保証人を得られないことが「壁」となって、その人らしい生活を送ることができないという状況をなくすという考え方です。

この方法を、伊賀市社協が 2008 年度・2009 年度に行った「地域福祉あんしん保証推進プロジェクト」（厚生労働省　社会福祉推進事業）では、「地域福祉あんしん保証事業」として提言しています（図３－２）。

図３－２　　地域福祉あんしん保証事業パンフレット（2009 年度作成）より

2　地域福祉活動に立脚した取り組みの推進

現行のしくみは、人（保証人）やお金（保証金）の確保は自助努力に委ねられており、できない人は排除されやすいと言えます。それらを選択することが難しい人でも利用できる新たなしくみが必要です。その場合、保証ニーズは誰にでも起こり得る生活課題であることから、人（保証人）やお金（保証金）といった現行のしくみを否定するのではなく、選択肢を増やすことが必要です。

伊賀市社協は、従来の法律や慣習にとらわれず、地域住民、関係機関・団体等と連携し、地域福祉活動に立脚した取り組みを進めていきます（図３－３）。そして、現行のしくみと新しいしくみそれぞれの強みを活かし、弱みを補い合い、単に保証人に代わる支援を行うだけでなく、支援が必要な人が望む生活を支えていくこと、更に、多様な人たちがお互いを認め合い、支え合っていける地域づくりを目指します（図３－７）。

図３－３　現代版「ゆりかごから墓場まで」のイメージ図

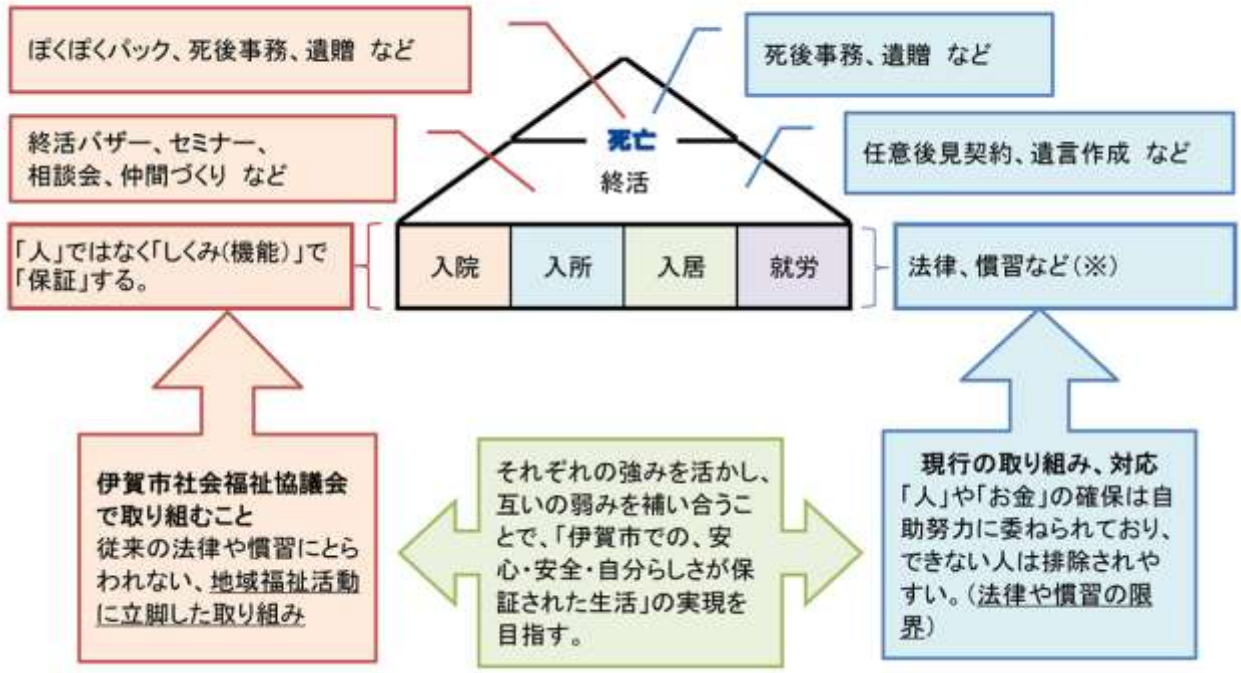

（※）法律、慣習など
★法律…保証人、連帯保証人、成年後見人
　　うち、「成年後見人」は、本人の意思判断能力が不十分な人に限る。
★慣習…身元保証人、身元引受人（主に雇用の場で使われる）

3　これからの取組みについて

伊賀市社協では、以下のように「知る」「分かち合う」「学ぶ」「活かす」というステップで、取組みを進めていこうとしています（図３－４）。

図３－４　保証プロジェクトを進めていくためのステップ

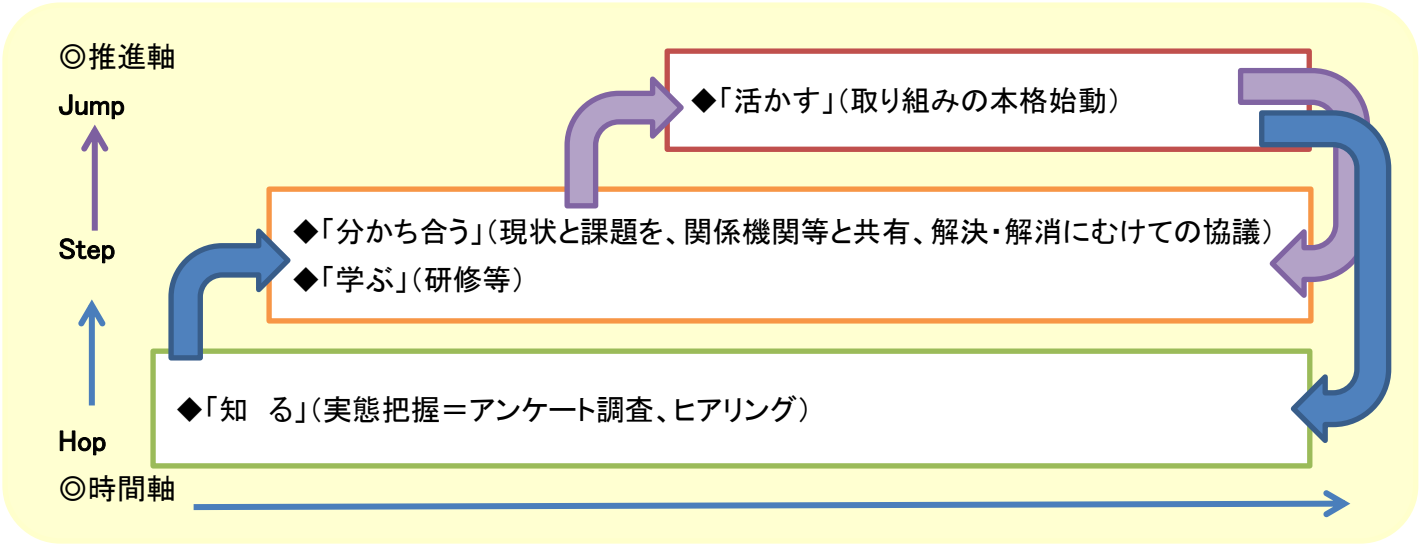

(1)　「知る」【2019 年度～】

三重県社会福祉協議会の「地域福祉活動ステップアップ事業」の助成を受け、伊賀市内の「保証を求められる側」「保証を求める側」「保証を求められる側と求める側の間に立つ支援者」にアンケート調査を実施し（表３－３）、伊賀市の「保証」に関する現状と課題を整理しました。

また、生きている間の「身元保証」だけでなく、死に向けて備える「終活」も含めた、伊賀市で、安心・安全・自分らしさが保証された暮らしが実現するためのイメージ図を描きました。（図３－７）

表３-３　アンケート調査の対象一覧

◆保証を求められる側	・　民生委員児童委員 ・　高齢者、障がい者等の当事者団体の会員 （老人クラブ連合会、障害者福祉連盟、母子寡婦福祉会） ・　当事者（保証ニーズをもつ高齢者、障がい者等）
◆保証を求める側	・　高齢者、障がい者、児童の入所施設 ・　病院 ・　公営、民営賃貸住宅（三重県、伊賀市、宅建協会） ・　上野商工会議所に加入している企業、事業所
◆保証を求められる側と求める側の間に立つ支援者	・　高齢者、障がい者等の相談支援機関（行政、社会福祉法人等） ・　ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター

(2)　「分かち合う」「学ぶ」【2020 年度～】

アンケート結果から、保証の課題を抱えている人の背景には様々な生活課題が複合的に存在すること、また、相談窓口が多岐に渡ることが見えてきました（図３-５）。

しかし、住まいが確保されないこと＝保証の課題ととらえられることが多く、その他の生活課題の解決まで踏み込んだ関わりができていないこともあります。

また、アンケートには、保証を求められる側からは「将来直面する前に、勉強会に参加したい」「保証に関しての理解を深める学習会が必要」「定例会で相談したい」、また、支援者からも「保証に関する学びの機会を、サロンや自治協で考える機会づくり等が必要」等の意見も書かれていました。

図３－５　アンケート結果から見える様々な生活課題　※（　　）内は相談を受けた機関・団体等

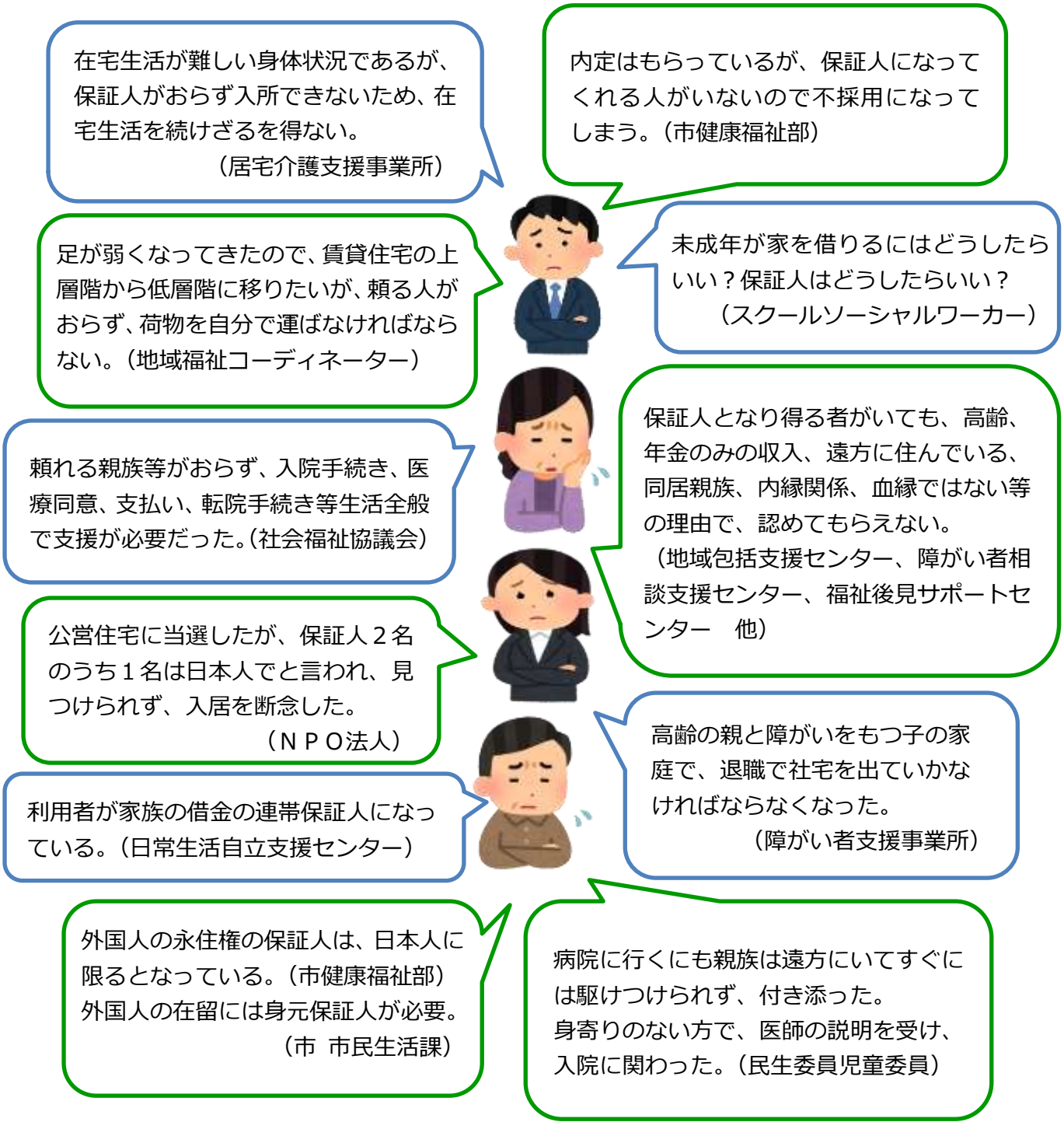

そこで、伊賀市社協は次のことに取り組みます。

分かち合う

地域住民、関係機関・団体等が参画した協議の場をつくり、アンケート調査の結果から見えてきた現状を共有し、解決にむけての検討を始めます。

学ぶ

「身元保証」や「終活」に関する研修等を実施し、保証に関わる全ての人が広く保証を学ぶ機会をつくります。

(3)　「活かす」

地域住民、関係機関・団体等で協議した解決策を活かした取り組みを、多様な立場の市民、関係機関、団体等と連携して始めます（図３-６・図３-７）。

図３－６　伊賀市社協の「強み」（＝地域福祉活動）を活かした取り組み例

学ぶ

「ミモトホショウ」「シューカツ」って何？から始まる「保証」

●「身元保証」や「終活」を学ぶツールの開発
●エンディングノートの普及啓発
●研修会の開催

相談する

難しいことは専門家の力を借りよう

●医療・介護・福祉、任意後見、遺言、死後事務、遺贈などの専門相談会の開催

集う（つながる）

仲間がいれば、おひとりさまでも怖くない！

●地域食堂で、時々みんなでごはん
●広い家で一人暮らしよりも、気の合う人とルームシェア
●これからの人生のパートナーづくり（仲間づくり、シニア婚活）

その他

「保証」がより身近なものになるために

●（仮称）終活フェアの開催
●（仮称）ぽくぽくパックの考案

図３−７　伊賀市で、安心・安全・自分らしさが保証された暮らしが実現するためのイメージ図

資　　料

1　プロジェクト会議、進捗管理会議について

⑴　プロジェクト会議

保証プロジェクトを地域福祉部内プロジェクトに位置付け、地域福祉部所管の権利擁護支援課、圏域課、就労支援課の課員で構成しました。

また、　同志社大学社会学部社会福祉学科の永田祐教授に、アドバイザーに就任していただきました。

【構成員】

東部圏域課長（リーダー）	中森　研	※～2019 年３月
権利擁護支援課（リーダー）	市川　しのぶ	※2019 年４月～
権利擁護支援課	松岡　和美	
中部圏域課（上野地域センター）	奥田　詩織	
東部圏域課（いがまち地域センター）	宇佐美　理絵	
東部圏域課（阿山地域センター）	福田　有美	
就労支援課長（事務局）	寺田　浩和	
就労支援課（事務局）	山口　恭子	

（アドバイザー）

同志社大学社会学部社会福祉学科　教授	永田　祐

※2020 年３月現在

⑵　進捗管理会議

「進捗管理会議」は、本プロジェクトが目的に沿って円滑な議論や調査ができるよう、必要に応じて、プロジェクトへの助言、法人事務局会議等への報告・進言等を行うために設置しました。

地域福祉部および法人運営部の課長以上で構成されています。

【構成員】

地域福祉部長（リーダー）	田邊　寿	
地域福祉部 権利擁護支援課長	尾登　守	
地域福祉部　中部圏域課長	生間　慎二郎	
地域福祉部　東部圏域課長	中森　研	※2019 年４月～
法人運営部　総務課長	内田　崇之	
法人運営部　企画課長	今中　美紀	※～2019 年３月
法人運営部　企画課長	福永　悦子	※2019 年４月～
保証プロジェクト　リーダー	市川　しのぶ	
地域福祉部　就労支援課長（事務局）	寺田　浩和	
地域福祉部　就労支援課（事務局）	山口　恭子	

※2020 年３月現在

2　取組みの経過

(1)　プロジェクト会議　　(※)・・・アドバイザー出席

	開 催 日	内　　容
第１回	2018 年10月19日	・プロジェクトの目的確認と現状共有 ・今後のプロジェクトのスケジュール確認とアンケート作成
第２回	2018 年11月16日	・アンケート調査票の作成
第３回	2018 年12月12日	・プロジェクトの今後の展開と、「あったらいいね」提案検討
第４回	2018 年12月25日	・ライフステージを描くワークショップ
第５回	2019 年１月16日	・アンケート調査実施スケジュール検討 ・アンケート調査票作成
第６回	2019 年１月30日	・2019 年度プロジェクト予算（案）検討 ・アンケート調査票作成 ・アンケート依頼先検討
第７回	2019 年２月13日	・アンケート調査票作成 ・アンケート依頼先検討
第８回	2019 年２月27日	・アンケート調査票作成（伊賀市社協 介護支援課長同席） ・三重県社協 地域福祉活動ステップアップ支援事業申請準備
第９回	2019 年３月13日	・三重県社協 地域福祉活動ステップアップ支援事業申請準備 ・職員研修会企画 ・アンケート調査票作成 ・次年度スケジュール検討
第10回	2019 年４月23日	・プロジェクト経過共有 ・職員研修会企画 ・アンケート調査票作成、民生委員児童委員依頼準備
第11回	2019 年５月８日	・職員研修会準備 ・アンケート調査票作成
第12回	2019 年６月11日	・職員研修会ふりかえり ・アンケート依頼進捗状況報告 ・アンケート調査票作成、伊賀市への依頼調整
第13回	2019 年７月９日	・アンケート調査票作成 ・伊賀市および伊賀市社会福祉法人連絡会依頼調整
第14回	2019 年８月１日	・アンケート調査票作成、 ・伊賀市社協介護支援課管理者会議、病院等依頼準備
第15回	2019 年８月20日	・ひまわりバザー企画 ・アンケート調査票作成
第16回 （※）	2019 年８月29日	・アンケート調査票（民生委員児童委委員）集計結果報告 ・ヒアリング調査方法の検討
第17回	2019 年９月10日	・㈱エディケーションとアンケート集計について打合せ ・アンケート調査票（民生委員児童委委員）記述内容報告 ・アンケート調査票作成

	開 催 日	内　　容
第18回	2019 年９月30日	・アンケート調査票作成 ・アンケート調査票（民生委員児童委委員）記述内容報告 ・伊賀市社会福祉法人連絡会へのヒアリング調査検討
第19回	2019 年10月２日	・報告書の骨子検討
第20回	2019 年10月24日	・報告書の骨子検討 ・伊賀市社会福祉法人連絡会へのヒアリング調査準備
第21回	2019 年11月12日	・報告書の骨子検討 ・ひまわりバザー出店企画
第22回	2019 年11月18日	・ひまわりバザー準備
第23回	2019 年12月４日	・報告書内容検討
第24回 （※）	2019 年12月10日	・報告書内容検討
第25回	2019 年12月25日	・報告書内容検討 ・2020 年度事業計画（案）検討
第26回	2020 年１月８日	・報告書作成
第27回	2020 年１月15日	・報告書作成 ・㈱エディケーションと集計方法について最終打合せ
第28回 （※）	2020 年１月29日	・報告書作成 ・2020 年度事業計画（案）・予算（案）検討
第29回	2020 年２月12日	・報告書校正
第30回	2020 年２月19日	・報告書校正
第31回	2020 年２月26日	・報告書最終校正 ・2020 年度事業計画（案）・予算（案）検討
第32回	2020 年３月10日	・報告書最終校正
第33回	2020 年３月17日	・令和２年度ステップアップ支援事業の申請について ・報告書・『保証』に関するアンケート結果報告書の校正

その他		
研修参加	2019 年３月１日	・伊賀斎奉閣終活＆家族葬セミナーに参加
ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ	2019 年３月25日	・地域福祉活動ステップアップ支援事業　公開審査会
研修開催	2019 年５月21日	・職員研修会
打合せ	2019 年８月13日	・ひまわりバザー出店説明、出店方法を打合せ
研修参加	2019 年９月７日	・日本弁護士連合会 第 21 回弁護士業務改革シンポジウム
視察	2019 年10月11日	・県立広島大学 視察受入れ
調査報告	2019 年10月24日	・伊賀市民生委員児童委員連合会 役員会
視察	2019 年10月28日	・和歌山県田辺市議員 視察受入れ
調査	2019 年11月７日	・伊賀市社会福祉法人連絡会役員会 ヒアリング
調査報告	2019 年11月７日	・伊賀市民生委員児童委員連合会 理事会
イベント参加	2019 年11月24日	・ひまわりバザー出店
研修参加	2019 年12月16日	・三重県居住支援連絡会　居住支援フォーラム
事業報告	2020 年２月14日	・地域福祉活動ステップアップ支援事業　報告会

(2) 進捗管理会議

	開 催 日	内　　容
第１回	2018 年６月11日	・進捗状況を報告 ・アンケート調査票集計等依頼業者選定と見積書内容検討 ・アンケート調査票依頼方法を検討
第２回	2019 年８月８日	・アンケート調査票依頼方法を検討 ・㈱エディケーションとの集計等に関する契約 ・2020 年度以降の予算提案 ・調査後の最終到達点について検討
第３回	2019 年10月10日	・アンケート調査票進捗状況報告 ・アンケート調査票（民生委員児童委員）結果報告 ・報告書の発行検討 ・2020 年度以降のスケジュール・活動予算検討
第４回	2020 年１月15日	・報告書内容への助言 ・2020 年度事業計画・活動予算（案）検討
第５回	2020 年３月９日	・報告書最終校正 ・2020 年度の保証プロジェクト会議運営検討

(3)　三重県社会福祉協議会　ステップアップ事業の利用

【日　時】　2019 年 3 月 25 日(月)　13 時～17 時
【場　所】　三重県社会福祉会館（津市）
【内　容】　地域福祉活動ステップアップ支援事業
　　公開審査会（プレゼンテーション）

会場からは、これから必ず直面する保証ニーズに着目した点を評価いただいた反面、アンケート調査をするにあたり、「他の地域から転居してきて、親類も友人もいない人こそ保証ニーズを抱えている人で、調査対象ではないか」等、鋭いご指摘をいただきました。

【日　時】　2020 年 2 月 14 日（金）13 時～16 時
【場　所】　三重県社会福祉会館（津市）
【内　容】　地域福祉活動ステップアップ支援事業
　　報告会

2019 年 3 月の公開審査会で会場からいただいた助言等を参考に取り組む内容を見直し、2019 年度は「知る＝実態把握（アンケート調査、ヒアリング）」に絞って実施しました。報告会では、2019 年度の取り組みの経過、調査結果から見えてきたこと、2020 年度の取り組み等を報告しました。

会場からは、壮大で重たいテーマに取り組んだこと、公開審査会の意見等を取り入れ実態把握を丁寧に行ったこと、そのことで課題が整理され今後の取り組みにつなげていること等が評価されました。

(4)　職員研修会の開催

【日　時】　2019 年 5 月 21 日(火)　18 時 30 分～20 時 30 分
【場　所】　いがまち保健福祉センター
【主　催】　伊賀市社会福祉協議会　保証プロジェクト、研修委員会
【参加者】　23 名
・常務理事、事務局長、地域福祉部長
・福祉サービス事業部（介護支援課、訪問介護課、通所介護課）
・法人運営部（総務課、経理課、企画課）
・地域福祉部（圏域課、権利擁護支援課、就労支援課）
【内　容】　①発表
・2009年度までの取り組みのふりかえり　（地域福祉部長　田邊寿）
・2018年度・2019年度の取り組み（保証プロジェクト　松岡・奥田・福田）
②グループワーク
「広報に掲載した４コマ漫画を例に、みんなで『保証ニーズ』を考えよう！」
③講師による総評と講演
・講演テーマ：「保証ニーズを考えるプロジェクト」
・講師：同志社大学社会学部社会福祉学科　教授　永田　祐　氏

「保証プロジェクト　伊賀流　ゆりかごから墓場まで　～人生の終い方お手伝いします～　」

人生100年時代。誰もがいずれ「おひとりさま」になる可能性があり、「保証ニーズ」（身元保証と終活）は、特定の人の困りごとではなくなりました。現行の「身元保証」や「終活」は「人」や「お金」の確保が自助努力に委ねられており、できない人は排除されやすいと言えます。そして、私たちは日々このような困りごとと向き合っています。

そのような状況を受け、伊賀市社会福祉協議会では２０１８年度に、保証の意味するところを広くとらえ、従来の法律や慣習にとらわれず、保証人に頼らない身元保証と終活を考えるプロジェクトを立ち上げました。

今日は、このプロジェクトが一部の職員だけでなく伊賀市社会福祉協議会の事業であることの共通認識をもっていただくため、プロジェクトで取り組もうとしていることを、まずは職員のみなさんに発信し、その内容と思いを共有したいと考えています。

【参加者の感想　※抜粋】

・今回の研修を通じて、「保証」の関係で実際に起きている課題やニーズを知ることかでき、改めて「保証プロジェクト」として新しい仕組みづくりについて考えていく必要性があると感じることができました。グループワークでは、多職種や所属部を越えて意見交流ができ、すごく刺激的な時間でした。今後も社協職員全体として考えていくべきプロジェクトだと思いました。
・担当している業務から、保証の問題にさしあたることがあります。今日出された保証のしくみが地域の中に作られていけば、保証人が必要のない時代になるように思います。今日のような研修が地域全体で行われると、よりアイデアも増え、また保証の問題が周知されるのでよいのではないかと思いました。
・保証プロジェクトどんどん具体化させてほしい、全国へ波及して！
・保証プロジェクトがうまく行きますように・・・。
・社協メンバーの一員として自覚ができたように思います。皆で知恵や知識を出しあって学び合う大切さを感じました。
・グループミーティングで他の職場の人と交流できよかったです。
・勉強になりました。

(5)　ひまわりバザーへの参加

【日　時】　2019 年 11 月 24 日（日）　10 時～15 時
【場　所】　伊賀市立東小学校
【主　催】　社会福祉法人　維雅幸育会
【内　容】　・社会福祉士による相談コーナー
・伊賀市社会福祉協議会マスコットキャラクター
「ハピたまワン」オリジナル缶バッチづくり
・「わたしの安心シート」など、伊賀市社会福祉協議会の取り組みの啓発
・ハピたまワンショー

オリジナル缶バッチづくりは大盛況でした。ブースに来ていただいた方々と、バッチづくりやハピたまワンショーで交流することができました。

保証プロジェクトでブースを出しました。
かわいいお客さんがきてくれました。

握手をしたり、一緒に写真を撮ったりと、皆さんに可愛がってもらえて、ハピたまワンも大喜び！（大忙し？）

★アンケート調査の概要、調査結果等につきましては、本報告書第２章および別冊資料をご覧ください。

あ と が き

伊賀市社会福祉協議会 保証プロジェクトにご協力いただいた皆さま

保証プロジェクトは、2008 年と 2009 年に取り組んだ「地域福祉あんしん保証推進プロジェクト」(厚生労働省　社会福祉推進事業) から 10 年を経て、2018 年 10 月に再開しました。

プロジェクト再開にあたり、とある方から、「取り組むからには、時代を変えるぐらいの覚悟をもってやってほしい」と言われました。また、市内の関係機関・事業所・団体等に、プロジェクトの推進やアンケート調査への協力のお願いにうかがう中で、時には温かく、時には厳しい声をいただきました。

最初は「保証って何？」だったプロジェクトメンバーも、アンケート調査票を作成し、調査を行い、報告書にまとめていく中で、「保証」が誰にとっても身近なことであり、直面し得る課題であることを知りました。そして、「保証」が得られないことで、その人らしい生活の選択肢が狭められることがないようにしていく「しくみづくり」が大切であることを学びました。

プロジェクト会議は３０回を超え、プロジェクトメンバーの一体感も生まれました。

この報告書はプロジェクト再開から１年半、プロジェクトメンバーが本気で「保証」と向き合った軌跡です。多くの方に読んでいただきたく、「わかりやすさ」を意識しました。

発行にあたり、プロジェクトの推進にご理解とご協力いただいた全ての方に、感謝申し上げます。

ありがとうございました。

同志社大学永田祐教授と
保証プロジェクトメンバー

ゆりかごから墓場まで～人生の終い方お手伝いします～

保証プロジェクト 報告書

2020年3月

編集・発行　社会福祉法人　伊賀市社会福祉協議会

〒518-0829 三重県伊賀市平野山之下380番地5 伊賀市総合福祉会館1階
☎0595-21-5866 ／ FAX 0595-26-0002
メール　hosyou@hanzou.or.jp
ホームページ　http://www.hanzou.or.jp
フェイスブック　https://www.facebook.com/igashakyo/

この報告書は、三重県社会福祉協議会「令和元年度 地域福祉活動ステップアップ支援事業」の助成を受け、作成しました。